

平成 1 9 年 3 月 6 日

平成 1 9 年第 1 回 岬町議会定例会

第 1 日 会議録

平成19年第1回（3月）岬町議会定例会第1日会議録

○平成19年3月6日（火）午前10時01分開議

○場 所 岬町役場議場

○出席議員 次のとおり14名であります。

1番 川 端 啓 子	2番 鍛 治 末 雄	3番 和 田 博 之
5番 奥 野 学	6番 中 原 晶	7番 辻 下 正 純
8番 竹 内 邦 博	9番 出 口 実	10番 反 保 多喜男
11番 岡 本 重 樹	12番 和 田 勝 弘	14番 福 田 収
15番 谷 本 貢	16番 田 島 乾 正	17番 （欠員）

欠席議員 次のとおり1名であります。

13番 鳥谷部 昭

欠 員 1名

傍 聴 7名

○地方自治法第121条の規定により本会に出席を求めた者は次のとおりであります。

町 長 石 田 正 弘	助 役 平 徹 也
教 育 長 田 中 繁 樹	総 務 部 長 中 口 守 可
総 務 部 理 事 嶋 本 良 二	総 務 部 理 事 古 田 正
総務部副理事兼 総務法制課長 南 康 明	企 画 部 長 竹 本 靖 典
住 民 部 長 白 井 保 二	住民部副理事兼 住民生活課長 岡 本 茂
福 祉 部 長 芦 田 貴志雄	事 業 部 長 松 永 英 三
事 業 部 理 事 藏ヶ崎 龍 男	上下水道部長 末 原 光 喜
教 育 部 長 岡 田 耕 治	教育部副理事 兼生涯学習課長 湊 原 義 仁

教育部副理事
兼青セ文セ所長 一 本 稔 明
総務部危機管理課長 亀 崎 義 夫
教育部学校教育課長 唐 門 通

教育部副理事
兼淡輪公民館長 入 口 博 行
総 務 部
行財政改革課長 四至本 直 秀

○本会の書記は次のとおりであります。

議会事務局長 辻 下 一 博

議会事務局主幹
兼議会係長 竹 下 雅 樹

○会 期

平成19年3月6日から3月23日（18日間）

○会議録署名議員

7番 辻 下 正 純

8番 竹 内 邦 博

議事日程

日程1	会議録署名議員の指名
日程2	会期の決定
日程3	平成19年度施政方針
日程4	会派代表質問
日程5	一般質問

(午前10時01分 開会)

○和田博之議長 おはようございます。

ただいまから平成19年第1岬町議会定例会を開会いたします。

ただいまの時刻、午前10時1分でございます。

本日の出席議員は14名であります。欠席者数は1名であります。欠員は1名であります。

出席者数が定足数に達しておりますので、本定例会は成立いたしました。

本定例会には、町長以下の関係職員の出席を求めています。

これより本日の会議を開きます。

○和田博之議長 日程1、「会議録署名議員の指名」を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において指名いたします。7番辻下正純君、8番竹内邦博君、以上の2名の方をお願いします。

○和田博之議長 日程2、「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日3月6日から3月23日までの18日間としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○和田博之議長 異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日3月6日から3月23日までの18日間と決定いたしました。

○和田博之議長 それでは、今期定例会の開会に当たりまして、町長からあいさつを求められますので、これを許可します。町長、石田正弘君。

○石田町長 おはようございます。

3月定例会の開会に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

記録的な暖かい日々が続いた冬も終わり、いよいよ本格的な春の到来が待ち遠しい季節となりました。

本定例会には、19年度当初予算案を初め、たくさんの議案を提案させていただいておりますが、いずれも我々理事者、職員一同、最大限努力させていただき、精査した議案でございます。どうぞ、議会の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

本定例会にご提案申し上げます議案でございますが、専決処分の報告の件1件、平成18年度岬町一般会計補正予算（第5次）の件外補正予算5件、平成19年度岬町一般会計予算の件外当初予算13件、阪南市泉南市岬町障害程度区分認定審査会共同設置規約の一部を変更する協議の件外事件案件7件、岬町副町長の定数を定める条例を制定する件外条例制定2件、非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する件外条例の一部改正10件であります。

どうかよろしくご審議賜りますようお願い申し上げまして、開会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○和田博之議長 町長のあいさつが終わりました。

○和田博之議長 訂正事項がございます。先ほど、日程に会議の決定の中で、私の方から、今期定例会の会期は、本日6日から3月23日までの18日間というふうに言ったつもりでございますが、年寄りの関係で、13日に聞こえた人もおられるようでございますが、これは18日ということでございますから、18日間ということできちっと訂正をお願いしたいと、このように思います。

それでは、進めさせていただきます。

○和田博之議長 日程3、「平成19年度施政方針」について、町長から説明を求めます。

町長、石田正弘君。

○石田町長 議長のお許しを得ましたので、平成19年度岬町町政運営方針を述べさせていただきます。

皆様ご承知のとおり、18年度は地方自治体にとりましては激動の年でございます。まず、我々自治体行政の基本となります地方自治法が大幅に改正され、助役や収入役制度が廃止され、財務制度や行政財産の貸付制度がより時代に適合するように改正されるとともに、議会制度も大きく改正されたところでございます。

本町におきましても、関連する条例の改正案を本議会にご提案させていただいているところで

ございますが、本格的な地方分権時代におくれることのないよう、また先取ってしていくことができるよう、町政に取り組んでまいりたいと考えております。

また、地方財政におきましては、北海道夕張市の再建団体への転落というショッキングな出来事もございました。これは夕張市固有の問題もございましたが、夕張ショックとも呼ばれ、夕張市の財政再建に向けた厳しい取り組み、とりわけ住民負担の増大は連日報道されております。

本町では、新地方行革指針等に基づき、集中改革プランにおいて具体策を公表し、指定管理者制度の活用や職員数の削減、事務事業評価の試行など、行財政改革に積極的に取り組んでいるところですが、私も町政の責任者として、再建団体への転落は絶対に回避しなければならないと決意を新たにしたところでございます。

このようなことを踏まえ、本議会にご提案させていただいております19年度当初予算案におきましては、ゼロベースで施策・事業を見直し、限られた財源を町の将来の発展に向けて、工夫を凝らした予算案が編成できたものと考えておりますので、議会の皆様のご審議を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、効率性が発揮できる行政規模を目指した市町村合併についてでございますが、大阪府市町村合併推進審議会が、19年夏ごろに最終報告を出す聞き及んでおります。本町は、過去に住民投票において賛同が得られたものの、関係団体の事情で実現しなかったという経緯もございますが、この最終報告を見ながら、改めて市町村合併をも視野に入れて、皆様と町の将来のビジョンを考えてまいり所存でございます。

それでは、平成19年度当初予算案につきましてご説明申し上げます。

本町の19年度当初予算案は、歳入面においては、税源移譲による町民税所得割の増額を見込み、地価の下落による固定資産税の減額を超過課税率により補完する状況にあります。また、地方交付税においても、新型交付税の導入によりわずかながらも増収を見込んでおります。

一方、歳出面におきましては、行財政改革の取り組みにより人件費や物件費は減少したものの、公債費は依然として高い水準にあり、進行する高齢化の影響により、扶助費、国民健康保険、介護保険並びに老人保健会計などへの繰出金が増加するなど、社会保障関係経費が増大し、引き続き多額の財源不足が生じる事態となりました。この財源不足を補うため、18年度同様、行政改革推進債の発行や財政調整基金を初め、各種基金をすべて取り崩して、必要な財源を確保するという、非常に厳しい予算編成となりました。

今後、関西国際空港2期事業土砂採取跡地や、関西電力多奈川第一発電所跡地への企業誘致を積極的に行うことにより、自主財源の確保に努めるとともに、さらなる行財政改革を行うことに

より、歳入規模に見合う、かつ真に必要な行政サービスを提供することが可能な弾力性を持つ財政構造に変革することが、本町に与えられた課題だと考えております。

19年度の当初予算案には、次世代を担う子供たちの教育環境や子育て支援施策の充実、後期高齢者医療制度の創設、近い将来発生が懸念される東南海・南海地震への防災対策、地域の活性化に向けた地域整備事業などの重要課題に対しても取り組むなど、施策の選択と集中を進め、限られた財源の中でも第3次岬町総合計画に掲げる「笑顔あふれる いきいきタウン みさき」の実現に積極的に取り組む内容といたしております。

こうして編成いたしました19年度当初予算案は、一般会計は63億9,000万円、対前年度比18.6%の減、特別会計は76億7,617万3,000円、対前年度比3.6%の増、公営企業会計は9億1,923万7,000円、対前年度比13.9%の減となりました。

一般会計につきましては、18年度は、地海環境遊園整備事業債の借りに伴い、歳入歳出にそれぞれ12億7,920万円を計上いたしておりましたので、借換債を除いた実質的な予算額は65億6,780万円ですので、それに対する対前年度比2.7%の減となっております。

それでは、歳出における主な施策の概要につきまして、第3次岬町総合計画の5つの施策体系に従いまして、順次ご説明申し上げます。

総合計画における1つ目の柱となります「自然のもとで、元気に安心して暮らせるまち」といたしまして、健康・福祉の分野についてであります。

初めに、医療費制度改革の取り組みについてご説明申し上げます。

だれもが安心して医療を受けることができる現行の医療費制度を、将来にわたり持続可能なものとしていくために、老人保健法などの医療制度改革に関連する法令が18年に改正されました。国民医療費が増大する中、現行の医療制度では、現役世代と高齢者世代の負担の不公平が指摘されております。特に医療費の負担について、国民の理解と納得を得る必要があるため、今般、75歳以上の高齢者を対象に、新たに後期高齢者医療制度を創設し、高齢者世代と現役世代の負担を明確化し、公平でわかりやすい医療制度を20年度に導入することが決定されました。

この後期高齢者医療制度を担当する大阪府後期高齢者医療広域連合が19年1月に設立され、この広域連合のもとで、保険料決定、賦課決定、医療給付等の事務に係る準備作業を進めているところであります。本町では、この広域連合に参画し、広域連合が行う事務及び事務局運営に必要な経費を計上いたしております。

また、今回の見直しにおいて、現在の治療重視の医療から、疾病の予防を重視した保健医療体系への転換を図っていく方針が示されました。特に生活習慣病の予防は、国民の健康確保の上で

重要であるのみならず、治療に要する医療費の減少にも資することになるため、40歳から74歳の被保険者、被扶養者に対する糖尿病等に着眼した健診、保健指導に改正が行われました。本町では、この生活習慣病対策は保健部門で行っておりますが、今回の改正により、20年度から、国民健康保険者が生活習慣病対策を基本とした特定健診・保健指導事業を行うことが義務づけられました。この特定健診等事業の円滑な導入を目指し、医療費統計データの分析調査をもとに、本町の特徴を反映した特定健診等実施計画を19年度に策定する必要があるため、今般、この実施計画の策定に必要な経費を計上いたしております。

こうした医療費制度の改正に伴う準備作業を的確に行い、高齢者を初め住民の皆様の健康及び福祉の増進に努めてまいりたいと考えております。

続いて、高齢福祉・介護保険施策についてであります。

高齢者福祉事業につきましては、国の重要施策である介護予防事業を実施し、地域に密着した介護予防出前講座により、高齢者に適切な運動や食生活の指導を行い、健康で生き生きと暮らせる環境づくりを推進するとともに、地域の虚弱高齢者等への支援の充実を図ってまいります。

介護保険事業につきましては、高齢者の介護予防の拠点となる地域ケアの中核機関として、岬町地域包括支援センターの円滑な事業運営を図るとともに、高齢者等の虐待防止や権利擁護などの地域支援事業を推進するとともに、在宅サービスを中心に、効果的な介護サービスの提供を行い、高齢者の生活全体を包括的・継続的に支援してまいります。今後も、元気な高齢者から要介護認定者まで、住みなれた地域でサービスを受けることができる地域密着型サービスの充実に努めてまいります。

次は、障害者施策についてですが、18年に施行されました障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス等を着実に実施するとともに、3月末に完成いたします第2次障害者基本計画・第1期障害者福祉計画に基づき、自立支援サービス提供体制の充実を図ってまいります。

また、生活基盤の施設から地域への移行を促進し、地域生活を支援するための知的障害者グループホーム等への支援や、各種講座、スポーツ・レクリエーション事業等を通じての社会参加促進事業を引き続き推進してまいります。

次に、地域福祉施策についてです。

本町におきましても、地域の相互扶助機能の弱体化、子育て不安の増大、障害のある人本人やその家族の将来不安、ひとり暮らしの高齢者の孤立化などの地域課題がある中で、行政や家族だけで介護や子育てなどを担うことは困難になりつつあります。このような状況を踏まえ、19年度から、住民の参画や協力を得て、地域福祉計画の策定に着手してまいります。この計画の策定

を通じて、住民、行政、事業者の協働の地域づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

また、障害者、ひとり親家庭、高齢者が地域で安心して暮らせるよう、地域の社会資源や人材サービスをコーディネートするコミュニティソーシャルワーカーを引き続き配置し、相談・サポート事業を実施いたします。

健康ふれあいセンターの管理運営につきましては、18年度から指定管理者制度を導入したところです。引き続き民間のノウハウを活用した運営とサービスの向上に努め、経費の削減と魅力的な施設運営を図ってまいります。

続いて、住民の健康づくりについてですが、近年、増加傾向にあるとともに、若年化が問題となっているメタボリックシンドロームに着目した生活習慣病対策に取り組み、国保いきいきセミナーとの連携による効果的な指導の充実に努めてまいります。

また、「みさき・元気な100歳運動」と題して、18年度に誕生した健康づくり・介護予防サポーターの皆さんを初め、町内組織や長生会さんとの連携により、出前講座や元気でまっせ体操講習会を実施してまいります。

母子保健事業におきましては、第1子新生児の全戸訪問を継続して実施し、早期からの個別育児支援サポートを充実してまいります。

次に、子育て支援施策についてですが、保育が必要な乳幼児の保護者の方が安心して働けるように、保育所における土曜日の保育時間を午後5時まで延長して保育を実施してまいります。

また、18年10月に子育て支援センターがオープンし、育児相談や指導、交流の場の提供、子育てや育児に関する講座や研修会の開催、子育て情報の発信などを行っております。今後、これらの機能をより一層充実させるため、スタッフ職員を増員して、より多くの子育て家庭の支援を行ってまいります。

総合計画における2つ目の柱となります「自然にふれあい、心豊かに暮らせるまち」といたしまして、人権・教育・文化の分野についてであります。

初めに、人権施策についてですが、本町では、これまで、あらゆる差別のない社会の実現を目指して諸施策を講じてまいりましたが、時代の流れ、技術の進歩等に応じて、いまだに心ない差別事象が根絶されない状況にあります。

最近の傾向として、インターネットを利用した差別表現の流布や大量の個人情報の遺漏事件がございします。インターネットをどのように使うかということは、使用する側、利用する側のモラルが大変大事なことでありますことから、引き続き一人一人の意識改革、啓発に努めるとともに、必要に応じてプロバイダーへの削除要請など必要な対策を行うなど、インターネットが人権侵害

の道具として利用されないような取り組みを推進してまいります。また、連日報道されていますいじめの問題も重大な人権侵害事象でございます。

本町では、学校現場でのきめ細やかな対応が功を奏し、いじめの件数の減少やその解決に実効を上げている状況にございますが、人格形成過程の子供たちの心を大きく傷つけ、取り返しのつかない心の傷を残しかねないいじめ問題は、大変重大な人権問題であるとの認識のもと、引き続き教育委員会と連携し、万全の対策を講じてまいりたいと考えております。

また、男女共同参画施策についてですが、性別に関係なく、個人が自己実現を目指すことのできる社会の構築は、すべての人が等しく尊重される社会の実現に不可欠なことでございます。

本町では、岬町男女共同参画プランに基づく事業を実施するに当たっては、14年度にパートナースタッフ制度を設け、住民の方々が主体的にボランティアで、みさきウィッシュ講座の企画・運営に参画されるなど、住民主体の取り組みが進められており、引き続き住民と行政の協働で事業を行ってまいりたいと存じます。

次に、教育施策についてでございますが、幼児教育の分野では、住民の皆様からの長年の要望にこたえ、19年度から淡輪幼稚園において、3歳児保育を開始いたします。子供たちが健康で生き生きと意欲的な園生活を送れるよう、幼稚園改革に取り組んでまいります。さらに、就学前教育の充実のため、私立幼稚園も含めた幼稚園教育の充実が図られるよう、支援策を講じてまいります。

続いて、学校教育の分野についてですが、学校施設は、教育環境として重要であるとともに、災害時には地域の人々の緊急避難場所としての役割を果たすことから、防災機能の充実強化を優先して取り組むこととし、19年度は深日小学校体育館の耐震補強工事を実施してまいります。

また、学校評価システム構築事業として、各学校・園の学校評価を充実させるとともに、学校の取り組みや学習内容などについて、保護者、地域の方々に積極的に情報を発信してまいります。また、小学校における英語教育の充実を目指して、ネイティブスピーカーを配置したり、小・中学校間いきいきスクールを活用したりすることによって、コミュニケーション力の育成や国際理解教育に努めてまいります。さらに、子供たちの学習意欲と学力の向上を目指して、キャリア教育の充実を図ってまいります。

さらには、子供たちの基本的な生活習慣を確立するため、「早寝・早起き・朝ご飯運動」を推進するとともに、学校給食の充実を図り、食育の推進に努めてまいります。また、地域教育協議会と協働して、子供たちに自分で自分の生活を組み立てる力の育成を図ってまいります。

また、小学校のプール授業については、19年度もピアツァ5を利用し、専門のインストラ

クターとともに指導を充実させ、小学校卒業までに全員が泳げることを目標に、質の高い授業を行ってまいります。プールの一般開放については、19年度もピアツツァ5で実施いたします。

次に、子供の安全施策についてですが、子供たちが、安全に、安心して地域や学校で過ごせる安心・安全な岬町づくりを目指して、子ども110番や子ども安全デーの活動、岬町学校安全ボランティアの協力による取り組みを積極的に行ってまいります。また、小学校に学校巡視員を配置するとともに、不審者対応の防犯訓練や地域安全大会を実施してまいります。

生涯教育施策についてですが、本町における社会教育のあり方について検討を行うとともに、多様な自主的学習や地域活動を支援し、だれもが生涯を通じて学習したり、活動したりできる環境づくりに努めてまいります。また、学校と家庭・地域との連携により、子供たちの健やかな成長をはぐくむ環境をつくるため、地域教育協議会の活動に参画し、支援を行ってまいります。

次に、総合計画における3つ目の柱となります「自然を生かして、いきいき魅力満載のまち」といたしまして、産業・観光の分野についてであります。

まず、企業誘致でございますが、多奈川地区多目的公園につきましては、整備方針である基本コンセプトに沿った、魅力ある多目的公園を協働して創造いただける事業者として、19年1月25日に3社の進出候補事業者が選定されました。今後、地元の発展に寄与しつつも、公園や周辺地域と調和のとれた進出が図られるよう、各進出候補事業者と具体的な協議・調整を進めてまいります。

また、多目的公園内の進出候補の決まっていないゾーンや、関西電力多奈川第一発電所の跡地などの大規模用地につきましては、今後とも、大阪府とも緊密に連携し、岬町にふさわしい企業の誘致に、トップセールスも含めて全力で取り組んでまいりたいと存じます。

また、観光集客施設につきましては、小島地区に整備を進めています海釣り公園を新たな中核的な施設として活用していきたいと考えております。

現在、19年度中のオープンを目指して、地域交流センターの整備を進めるとともに、19年度の早い時期には指定管理者の選定を行ってまいりたいと考えております。

なお、海釣り公園に併設して、大阪府が設置する道の駅につきましても、19年度より整備が進められる予定となっております。

いずれも関西国際空港の2期事業に伴う土砂採取事業に関連した事業で、岬町の活性化、集客の拠点となる事業でございますことから、精力的に取り組んでまいります。

さらに、既存産業の振興も重要でございます。そのため、まず、農業振興については、魅力とやりがいのある農業経営の育成と農業経営基盤の強化を図るため、19年度から、農業経営基盤

の強化の促進に関する基本的な構想に基づき、地域農業の振興を図り、効率的かつ安定的な農業経営を目指す意欲と能力ある農業者等を支援するため、農業経営基盤促進事業等を実施してまいります。

また、商品性のある農産物の生産と地域農業の活性化を図るとともに、地産地消を推進することを目的に、１７年度から実施している岬農業塾を１９年度も引き続き実施することといたしました。

続いて、農業振興と農地防災の観点から、１７年度から実施している深日南条上池改修事業は、１９年度末の完成を目指して改修工事に取り組んでまいります。また、南条下池につきましても１９年度に実施設計を行い、２０年度から改修事業に取り組んでまいります。

次に、有害鳥獣対策につきましてですが、農業委員会、実行組合、猟友会を中心に設立された有害鳥獣対策協議会により、イノシシやアライグマを駆除していただき、一定の成果が上がっておりますが、被害はまだ続いている状況ですので、１９年度も引き続き有害鳥獣の駆除を実施していただき、農業被害の軽減に努めてまいります。並行して、被害軽減対策として、１８年度に大阪府で創設された大阪府農作物鳥獣被害防止対策事業の制度を利用した農業被害対策を推進してまいりたいと考えております。

次に、漁業振興施策についてですが、１９年度も引き続き、漁港漁場整備長期計画に基づき、漁業活動に不足している係留施設及び臨港道路等の整備や、府民と漁業者との交流を促進する拠点の形成を目的に、親水機能を持った護岸等の整備を深日漁港及び小島漁港で実施してまいります。

次に、就労支援施策については、就職困難者等に対する自立支援策として実施しております地域就労支援事業を職業能力開発事業の提供や一人一人の状況に応じた就労の相談事業等によって、引き続き実施してまいります。

次に、総合計画における４つ目の柱となります「自然を守り、安全で快適に暮らせるまち」といたしまして、生活・自然の分野についてであります。

初めに、環境施策といたしましては、地球温暖化問題や廃棄物問題など、今日の環境問題の大きな原因となっている「大量生産、大量消費、大量廃棄」を前提とした経済社会システムを変革していくために、本町は、環境に対する負荷のできるだけ少ない物品等を優先的に購入するグリーン購入やリサイクル製品の調達の推進を図ってまいりたいと考えております。

そして、本町では、次世代を担う子供たちに良好な環境を引き継ぐため、住民・事業者・行政が協働して循環型社会の形成に向け、ごみの減量化を目標に３Ｒの取り組みを進めていく方針で

ございます。

19年度の主な取り組みといたしまして、一般家庭ごみの中から、ペットボトルや空き缶・空き瓶などの資源物を回収するため、分別収集方法の充実を図ってまいります。

また、引っ越しや大掃除などで臨時に大量のごみが発生し、美化センターへ直接搬入する車両を持っておられない住民の方々のために、有料で臨時ごみを収集する制度を開始いたします。

次に、ごみ収集に要する費用の一部を手数料として負担を求めるごみ有料化問題につきまして、20年度から、一般家庭から出る粗大ごみ・不燃ごみの減量、リサイクルの推進等を目的に有料化を実施いたします。

また、一般家庭ごみ収集の有料化につきましては、19年度及び20年度のごみ減量化対策の取り組み状況を考慮の上、有料化の実施時期を判断してまいりたいと考えております。

次に、淡輪火葬場につきましては、19年4月から、本町にかわり、指定管理者が火葬施設と待合室を一体とした管理運営を行うこととなりました。

次に、防災関係についての取り組みですが、地震・津波など、あらゆる災害時における住民の皆様への情報発信力の強化と防災情報の共有化を図るため、大阪府と府下各市町村による防災情報充実強化事業に取り組み、防災力の強化を目指します。また、自治区と消防団、関係機関等により地域の実情に合った合同訓練の実施など、消防団の資質の向上と自主防災組織の育成など、消防力の強化や関係機関との連携を今後も推進いたします。

国民保護法に関しましては、3月末に完成いたします岬町国民保護計画に基づき、実態に即した実施マニュアルについても作成することといたしております。

最後に、総合計画における5つ目の柱となります「自然と共生し、便利に暮らせるまち」といたしまして、都市基盤の分野についてであります。

まず、岬町の魅力をアクセス面から高めるとともに、住民の皆様の交通利便性を高める第二阪和国道につきましては、現在、淡輪ランプまでの早期供用に向け事業が進められており、阪南市箱ノ浦ランプ付近では橋梁下部工事が始まり、19年度からは、岬町内でも工事用進入路の工事が開始されることとなりました。

今後におきましても、現事業化区間である岬町淡輪ランプ、また深日ランプまでの早期供用、さらには和歌山市までの全線供用に向け、地権者や沿道住民の皆様の理解を得ながら、関係機関とともに、事業推進に努めてまいります。

町内道路網の整備を行う上で、主要な道路として位置づけられている町道西畑線につきましては、財政状況を勘案しながら、整備を行ってまいります。そして、町道の安全で円滑な通行を確

保するため、限られた予算内で効果的な維持補修に努めてまいります。

また、住宅に困窮している方に対し、健康で文化的な生活を確保するため、安定的な住宅供給を行い、町営住宅の適正な維持管理を図ってまいります。

水道事業につきましては、引き続き下水道関連事業及び老朽管更新事業を実施するとともに、水質検査計画に基づく適正な水質監視や、配水設備の維持管理を行うことにより、安全な水の安定供給に努めてまいります。

また、経営面におきましては、人口の減少や節水型家電の普及に加え、企業の規模縮小等により水需要が激減しているなど、料金収入面において厳しい状況にあり、このままでは健全な企業経営を維持することが困難な状況にあることから、平均11.61%の料金改定を実施いたします。

下水道事業につきましては、18年度末において人口普及率60.7%を達成する見込みです。しかし、下水道整備には多額の財源が必要なため、一般会計の財政状況等の整合性を図りながら、計画的に事業を推進し、住民の皆様の生活環境の改善、河川及び海域の水質保全に努めてまいります。また、18年度より、小島ふれあい漁港整備の一環として、漁業集落排水事業の面整備に着手いたしました。今後は、公共下水道整備とあわせて、小島地区の生活排水処理の促進、地域活性化、環境保全による地場産業育成等を図ってまいります。

また、18年度から大阪府の受託事業として整備が進められている多奈川地区多目的公園の整備につきましては、住民の方々が働き、学び、憩える新しい「さとやま空間」として、19年度も引き続き整備を進めてまいります。

以上が、平成19年度当初予算案における歳出の主要施策の説明でございます。

冒頭にも申し上げましたが、町財政はいよいよ基金も完全に底をつき、歳出の削減もぎりぎりところまで絞り込んでまいりました。この岬町を第二の夕張にしてはならない、この思いで町行政のかじ取りを行っております。

我慢、我慢の連続で、ややもすれば暗くなりがちではございますが、下を向いては元気は出ませんし、新たな発想も浮かびません。

私は、町が元気になるためには、役場に活気が必要との考えのもと、職員の皆さんには、お金はなくても夢や希望を持ち、元気を出して取り組んでいただけるよう、職員研修や職員提案の充実強化に取り組み、目標を持った仕事をしていただくよう努めてまいりました。

引き続き、住民の皆様はもとより、人を大切にしつつ、「笑顔あふれる いきいきタウン みさき」の実現に向け、全力で取り組んでまいる所存でございますので、議員、住民の皆様のご理

解、ご支援をお願いいたしまして、私の町政運営方針とさせていただきます。

○和田博之議長 町長の説明が終わりました。

お諮りいたします。暫時休憩いたしたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○和田博之議長 異議なしと認めます。暫時休憩することに決定しました。

暫時休憩します。再開は10時50分。よろしくお願いします。

(午前10時43分 休憩)

(午前10時50分 再開)

○和田博之議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○和田博之議長 日程4、「会派代表質問」を行います。

失礼いたしました。先ほど、町長の日程3の「平成19年度施政方針」についての説明の中で、語意が間違っていたものがございますので、それを訂正いたします。

石田正弘君。

○石田町長 失礼いたします。

第1の柱の部分でございますが、障害者施策についての部分で、私、先ほど、3月末に完成いたします第2次障害者基本計画と第1期障害福祉計画が正しいところを「第1期障害者福祉計画」と申ししてしまいましたので、この部分を正しくは、「第1期障害福祉計画」と訂正させていただきます。申しわけありませんでした。

○和田博之議長 ということで訂正をお願いいたします。

○和田博之議長 失礼いたしました。

それでは、日程4に進ませていただきます。

日程4、「会派代表質問」を行います。

質問を許可します。公明党、川端啓子君。

○川端啓子議員 ただいま議長のお許しを得ましたので、公明党会派を代表し、質問をさせていただきます。公明党は、現場第一主義を旗印に掲げ、住民の代弁者として、生活者の視点で質問さ

させていただきます。通告に従って質問をさせていただきますので、明解な答弁、よろしくお願いいたします。

最初に、福祉についてですが、当町は高齢化率、府下第1位、4人に1人が高齢者。また、高齢者だけの世帯が多いということもあり、病気やけがをしたときに通院するのが不便で困るなど、日常的なことから将来的な不安などを投げかけられることがよくあります。町政運営方針の中に、「19年度から、住民の参画や協力を得て、地域福祉計画の策定に着手してまいります」とありますが、町長は、岬町の地域福祉にどのようなビジョンを持っておられるのでしょうか。また、住民の意見が幅広く反映され、当町の特色が生かされた地域福祉計画が策定されるための意見聴取をしていくためには、委員会構成など、どのように計画を立てておられるのか、お尋ねいたします。

次に、高齢社会への対応についてであります。予防サービスの創設を柱とした改正介護保険法が成立し、予防サービスでは、要支援、要介護状態になるのを未然に防ぎ、高齢者の自立した生活の継続を後押しする地域支援事業、軽度の要介護者を対象に、重度化を防ぐための新予防給付の2段階が提供されることとなります。この介護予防サービスが効果を上げれば、高齢者の健康寿命が延び、さらには保険料の上昇を抑制されることが期待できます。

地方自治体は予防プランの作成などを行い、地域支援事業を実施しなければなりません。介護予防サービスのよしあしは、そのまま自治体の力量が問われることとなります。特に今回、要介護から要支援に機能回復された方から要望されることは、通院給付が受けられないので困った。何とかしてほしいということでもあります。社会福祉協議会で実施されている移送ボランティアも介助者なしでは利用できないと聞き及んでおります。現場のニーズに沿った当町における介護予防サービスに向けた取り組みと展望について、お尋ねいたします。

次に、障害者の自立支援についてですが、障害者自立支援法の施行に伴い、施設から地域へという流れになってきております。当町においても、一昨年よりグループホームが開設され、地域の方々の協力を得ながら運営がされております。現在は3カ所目が開設され、地域になじみつつあると聞き及んでおりますが、直接携わった方々は別として、理解が得られにくい、グループホームの存在すら知られていないとの声があります。地域社会が障害者を温かく受け入れて、健常者と障害者がともに助け合えるまちづくりが喫緊の課題と思います。また、限られた経費でグループホームを運営するに当たり、町営住宅が利用できれば助かるとの声もあります。それらについて、当町の見解をお尋ねいたします。

次に、子育て支援施策についてであります。子育てアンケートで最も多いのが、経済的支援

を求める声であります。特に乳幼児医療費助成制度については、自治体間の違いが明確にあらわれることから、本町がどこまで子育て支援を優先課題としているのか、その評価を受けやすい施策の1つであります。私も、平成11年に岬町議会議員に立候補したときに、公約して一番に上げたのが乳幼児通院医療費助成制度でした。当時、近隣市町では実施されていましたが、当町では実施されておりませんでした。平成12年10月より、2歳未満児を対象に実施されることになりました。平成13年3月に、4,988名の署名簿を添えて乳幼児通院医療費助成制度の拡充を要望し、平成14年から3歳未満児まで引き上げられました。また、平成16年11月から、大阪府の補助制度に伴い、4歳未満児までと引き上げられました。

私は、昨年の会派代表質問で、医療制度改革に伴って、平成20年より、医療費負担が2割負担、現行3歳未満児が就学前まで引き上げられるので、これに伴う負担軽減措置として、乳幼児通院医療費助成制度の拡充を訴えました。こうした経緯があるにもかかわらず、残念ながら、今議会において、この乳幼児通院医療費助成制度を拡充ではなく、後退さす条例案が提出されております。

お隣の阪南市においても、本年から拡充されると聞き及んでおります。田尻町においては、就学前まで拡充されております。幾ら財政が厳しいとはいえ、この各自治体の流れから見ても、拡充すべきであり、後退するということは時代逆行だと思います。町長は、この子育て支援について、どのように思っておられるのでしょうか、お尋ねいたします。

次に、出産育児一時金についてであります。昨年10月から出産育児一時金が5万円増額され、支給額が35万円となっております。しかし、こども未来財団の調べによると、分娩費36万円、妊娠・出産で計50万円と、出産に伴う費用は、若い世代にとっては大変な負担であります。このことから、各自治体においては、子育て支援策として、出産育児一時金の増額に取り組みつつあります。例えば大阪市は、現在、国保加入者が第3子以降を出産した場合、市独自で国民健康保険加入者に5万円を上乗せし、40万円を支給しているのですが、2007年度からは第2子出産から5万円を上乗せし、40万円を支給することが予算案に盛り込まれ、大変喜ばれているそうであります。大阪府も支援策として、第3子以降の上乗せを検討していると聞き及んでおります。当町も支援策として考えられないのか、当町の見解をお尋ねいたします。

次に、子育て支援センターの充実についてであります。昨年、子育て支援センターが開設され、子育て中の、特に若いお母さん方から大変喜んでいただいております。核家族化の進展も伴って、子育てがマニュアルどおりにいかないと孤立しがちになるところ、子育て支援センターという行き場があるというだけで、気持ちが楽になるという声を聞きます。安心して話を聞いてもらえる

場所があるということが、不安感をなくすのかなとも思います。子育て支援センターを子育て奮闘中のお母さん方の憩い、活力を養える場所にするためにも、さらなる充実をと思うものであります。また、それを支えるスタッフ職員の増員についても、常々要望しているところでありますが、町政運営方針に、スタッフ職員を増員してとうたわれております。これについても、具体的な計画はどうなっているのでしょうか、お尋ねいたします。

次に、男女共同参画社会の推進についてであります。社会のあらゆる分野において、指導的立場を占める女性の割合を30%程度にまで高めることを目標に掲げた男女共同参画社会基本法が制定され、それに基づいての当町としての基本計画が策定されて4年になります。男女共同参画の社会の実現は、21世紀の社会を決定する最重要課題として位置づけられてきました。しかし、当町において、男女共同参画社会の形成に向けて、どこまで進んできたか、実態はどう変化しているのかなどを点検したときに、昨年は女性管理職がふえたとはいえ、国の指針からはほど遠い状況であります。特に行政委員会や審議会では、女性のいない委員会もあります。岬町男女共同参画プランには、女性委員のいない委員会をなくし、委員会、審議会委員などへの女性の登用を進めるため、女性の人材育成と発掘に努め、人材リストのデータベース化を進めていくことが必要ですとうたわれております。進捗状況はどうなっているのでしょうか。また、速やかに男女共同参画推進条例を制定し、男女共同参画社会を推進していくことが喫緊の課題と思いますが、町長のご所見をお伺いいたします。

次に、教育についてであります。食育の推進についてですが、体だけではなく、心の健康をはぐくむ食育の重要性をかんがみ、昨年に引き続き質問させていただきます。当町においては、「早寝・早起き・朝ご飯運動」にいち早く取り組み、地域を巻き込んで推進されております。そこで、食育推進を目指し、食育を推進する庁内組織、諸団体などとの連携を図りながら、食育運動について取り組み、食育推進会議等の組織化と食育推進計画の策定を早急に行うとともに、有効な手段や施策を積極的に行い、食育の岬町と言われるよう、近隣市町の模範となっていくべきと思いますが、町長のご所見をお伺いいたします。

次に、放課後子どもプランについてであります。放課後の児童の安全で健やかな居場所づくりを進めるため、文部科学省と厚生労働省の事業を一本化して行われる放課後子どもプランについて、過日行われた参議院本会議において、地域の教育力再生への重要な施策であり、2007年度予算案で、全国の小学校区での実施を目指している。政府としても、全国への推進に全力で取り組むとの首相の答弁がありました。空き教室など積極的に活用し、文部科学省が行う放課後子ども教室と厚生労働省が行う放課後児童クラブの授業を各小学校区で一体的に展開し、補習や

スポーツ、地域交流の取り組みを進めるものです。特に補習については、退職した先生が学習指導を行うと聞いております。今問題となっている格差問題が、教育の分野にまで及んでいると聞いております。教育に十分費用がかけられる家庭と、そうでない家庭との差が、学力に出てきているとの心配があります。当町としても、放課後子どもプランを推進し、こうした不安を払拭できないかと思うものであります。当町の見解をお尋ねいたします。

次に、教育施設の耐震についてですが、子供たちが生活の大半を過ごし、また地域の防災拠点ともなる公立学校の耐震化についてですが、全公立学校の耐震化を進めるとして、国において、2006年度補正予算が成立しております。当町も、これに伴って速やかに計画を進められないものか、お尋ねいたします。

次に、環境についてです。昨年6月に成立した改正容器包装リサイクル法で、この4月から事業者には排出抑制に一定の措置が課せられ、レジ袋、トレーなどの削減への取り組みが本格化されます。これにより、循環型社会に関心のない方も関心を持たざるを得なくなり、非常によいことだと思います。

また、当町においては、ごみ減量化に向けて、廃棄物減量等推進審議会が設置される方向と聞いております。いつも言っていることでありますが、ごみの減量及び資源化を積極的に推進するには住民、中でも日常的にごみを出す方の協力が必要であります。そうした方々の意見が反映される審議会であればいいと思います。また、一部の関心のある方だけではなく、住民全体が岬町のこの豊かな自然を未来へ引き継ぐとの思いで取り組むまちづくりが大事だと思います。それらを踏まえての当町の見解をお尋ねいたします。

次に、防災です。東南海・南海地震の予測から、特に海岸近くに住む方々が津波に対する警戒心を抱き、不安な日々を過ごしております。そうした不安を払拭するためにも、地域防災のあり方について、防災セミナーを積極的に開催する必要があるのではと思います。地元の要望にこたえられるような出前講座制度をつくるなど、計画の必要性を考えますが、当町の見解をお尋ねいたします。

次に、住民参画のまちづくりについてです。団塊世代の活用について、戦後間もない1947年から1949年に生まれた、いわゆる団塊の世代、人口構成の中で、ずしりと存在感のある世代の大半が、本年より退職のスタートを切ります。高度成長を担い、戦後のライフスタイルを先人切って作り上げてきた団塊世代のエネルギーが、子育て支援や地域の再生などに向かえば、社会に新たな共助システムを築く好機となるだろうとも言われ、期待されております。この団塊世代を活用し、この方々の持てるノウハウをまちづくりに生かすことへ町長はどのように考えて

おられるのでしょうか。

また、年金が減少し、年金だけでは暮らせない、少しでも収入が得られればとの声も聞きます。一般的にも、働くことが健康を増進し、医療費の削減にも寄与していると思います。そこで、シルバー人材センターの設置を望むものでありますが、このシルバー人材センターの設置については、今までにも何人かの方々が一般質問で要望されております。緊急な課題であると思いますが、当町の見解をお尋ねいたします。

質問は以上であります。

○和田博之議長 ただいまの代表質問に対し、理事者の答弁を求めます。石田町長。

○石田町長 公明党の会派代表質問として、川端議員から、地域福祉、子育て支援、男女共同参画、教育、環境問題、防災、まちづくりの7分野について、私の基本的な考えを示すよう求められましたので、私の考え、思いを述べさせていただきます。なお、それぞれ具体的なところにつきましては、各担当部長の方からの説明もさせていただきたいと思っております。

まず、地域福祉についてであります。だれもが住みなれた家や地域で、自分らしく自立して健康に暮らしたいという願いを実現するためには、地域の住民がともに生きるまちづくりの精神を発揮し、互いに認め合い、手を携えて助け合う、このことが地域福祉の推進そのものであり、最も重要だと考えております。

一方で、核家族化や少子・高齢化によって地域のコミュニティ機能、特に地域社会の相互扶助機能の弱体化が進行する中で、障害者や高齢者、子育て世帯など、支援を必要とする者に対する新しい角度からの支援方策が必要であり、国や市町村の福祉サービス施策にも、それが反映されてきていると考えます。それは、社会的な自立を支援するということ、多様化する個々の状況に応じて、個々に見合うサービスを提供するということです。しかし、このような個人と社会そのもののつながりが、地域の生活の中で弱体化していつている昨今、行政中心の福祉サービスには限界がございます。私は、これからの地域福祉には、住民の皆さん、事業者、行政がともに働く、協働するという視点が欠かせないと考えています。行政もサービス提供主体から、地域で当たり前で暮らすという基盤、つまり地域のコミュニティの再生、サポートしてくれる人や必要なサービスの調整を行うマネージャーとしての役割に重点が移っていくと思います。

提案させていただいた予算案にありますように、19年度から地域福祉計画の策定に着手することとしております。地域福祉計画は行政計画でありながら、住民や事業者の参加と協力によって策定されるべきものです。計画策定を通じて、地域の問題や課題を自分のこととしてとらえる地域住民と行政、事業者による地域との取り組みを強化し、互いに認め合い、支え合い、ともに

生きる福祉のまちづくりを進めてまいりたいと思います。

2点目の子育て支援についてですが、次代を担う子供たちの健やかな成長を支援し、子供を持つこと、育てることに喜びや価値を感じることでできる社会の実現に向けて、町全体が今後進めていくために、平成17年3月に作成した岬町次世代育成支援行動計画に基づいて、子育ての支援施策を進めていきたいと考えております。この計画の基本的な考え方といたしましては、子供一人一人の人権が尊重されるよう、次世代育成支援に関するすべての施策や取り組みにおいて、子供の幸せを第一に考え、チャイルドファーストの精神をもって、子供の権利を尊重していきます。子供の人権を尊重する社会づくりを進めるために、子供の生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利を尊重することをうたった子供の権利条約を遵守し、子供の声を聞くことや、児童虐待などの人権侵害への対応、ひとり親家庭や障害のある子供に対する総合的な支援など、きめ細やかな配慮を必要とする児童とその家庭への支援を推進いたします。

次に、在宅の子育て家庭の孤立化などの問題を踏まえ、すべての子供と子育て家庭を視野に入れた支援体制づくりを進めます。保健師による新生児家庭への全戸訪問やフォロー児へのアフターケアを初め、子育て中のすべての家庭がゆとりを持って子育てができるよう、保護者がリフレッシュしたり、悩みを話し合ったり、地域の親子が気軽に出入りできる場所として、子育て支援センターの充実を図ってまいります。また、女性の社会参加の高まりや子育てに係る経済面からも共働き家庭は今後も増加し、就労形態も多様化していることなどから、現在の保育サービスをより充実させて、増加、多様化する保育ニーズに適切にこたえてまいります。

さらに、恵まれた自然環境や町の資源を生かすとともに、地域の人々が子育ての喜びや苦勞を分かち合い、ともに子供を見守り、育てていく豊かな子育て環境を築いていけるよう、子育て支援グループを初めとする地域住民の自主的・主体的な活動を推し進め、地域の視点に立った取り組みを進めるために、地域でともに子供を育てる環境づくりに努めてまいります。

男女共同参画社会の推進について、お答えいたします。本町における男女共同参画社会を推進するための取り組みについてですが、本町におきまして、平成15年3月に男女共同参画社会を実現するための施策の指針となる岬町男女共同参画プラン、いわゆるウィッシュプランを策定いたしております。議員ご指摘の政策・方針決定過程への女性の参画状況についてですが、本町における各種審議会、委員会における女性委員の比率につきましては、平成18年4月1日現在で11.5%であり、残念ながら、いまだウィッシュプランが目標とする30%には至っておりませんが、15年度をスタートとする前期5年の中間年に当たります来年度に、これまでの進捗状況を検証し、今後は各部と連携し、各種審議会、委員会における女性委員の登用のことを念頭に

置きながら、委員改選時期にあわせ積極的に女性委員の比率を引き上げられるよう努めるとともに、新たな取り組みなども検討してまいりたいと考えているところでございます。

また、現在、府内の他市町村でも条例制定が検討されておりますが、本町におきましても、男女共同参画社会基本法の趣旨及び本町における状況を踏まえ、施策を推進するための根拠を明確にするための条例制定の必要性について、引き続き検討してまいりたいと考えております。

最後に、これらの状況を踏まえ、男女共同参画社会に対する私自身の考え方でございますが、本日、町政運営方針の中でも申し上げましたとおり、男女共同参画施策は、すべての人が等しく尊重される社会の実現に向けた取り組みを進めていかなければならないと考えております。具体的には、わかりやすい広報・啓発を心がけるべき、そのためにも、住民から公募しましたパートナースタッフの方々との情報・意見交換などを行いながら、住民が主体となり、行政と、さらには地域レベルを含めた連携を強化して、着実に事業を行っていき、男女共同参画社会を実現してまいりたいと考えております。

昨年の3月議会で、川端議員から、女性管理職の登用につきまして、私の考え方、ご質問されたと記憶しておりますが、そのとき、私、ご期待くださいと答弁させていただきました。今回も同じ答弁で恐縮ではございますが、男女共同参画につきましてはご期待くださいとご答弁させていただきます。

次に、食育についてでございますが、平成17年7月に、食育基本法が施行され、学校における食育の推進が強く求められています。同法の規定に基づき、食育推進会議が設置され、平成18年3月31日に、食育推進基本計画が決定されました。本計画では、学校における食育を推進するために、全都道府県における栄養教諭の早期の配置や、栄養教諭を中心に各学校において食に関する指導に係る全体計画を作成すること等を掲げております。

子供たちが豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身につけていくためには、何よりも食が重要であります。そこで、本町におきましては、食に関する指導の全体計画を学校の教育計画に位置づけております。学校教育全体を通して実施するとともに、全教職員が連携・協力し、望ましい食習慣の形成に結びつく実践的な態度の育成が図られるよう、また、学校・家庭・地域が連携した取り組みを推進しているところでございます。

18年度は、小・中学校・園での「早寝・早起き・朝ご飯運動」をPTAとの協力のもと、実施してまいりました。また、ふれあい教育フェスタの学校づくり委員会で、各校園所による食育の取り組み交流を行い、泉佐野保健所の栄養士に指導・助言していただき、関係機関との連携も強化しているところでございます。また、現在、教育センターで勤務している栄養職員に栄養教

諭免許を取得してもらい、食育を推進しているところでございます。

一方、保護者や地域との連携では、新1年生の保護者を対象にした食育と子育てをテーマに、栄養職員が講話を毎年行っております。取り組みの成果として、各小学校では朝食欠食児童が減り、自分の健康は自分で守るという意識や、みずからの食事について振り返り、改善しようとする意識や態度が育ちつつあると聞いております。

また、保育所では、朝の「野菜バリバリ元気っ子体操」、トマトやキュウリなどの菜園活動とともに、年齢別の食生活の課題を保育の中で反映させ、朝食の聞き取り調べや給食の食材の現物を見せたり、ゲーム遊びや運動会の競技の中で、食材の絵と料理名を結びつける工夫をしたりしています。特に、平成18年度は、深日保育所で、大阪府立大学栄養学の学生さんの協力、保健センターとの連携によって、3歳以上の各クラスで延べ23回にわたり、食べ物かるた、紙芝居、色分けエプロンやパズルなどの手づくり教材で、食の大切さを指導してまいりました。また、保護者に対しては、講演会や調理実習会を平成17年度に引き続き実施してきたところでございます。

今後も、子供の基本的な生活習慣を育成し、生活リズムを向上させるため、地域ぐるみで生活リズムの向上に取り組む活動を推進してまいります。

放課後子どもプランについてでございますが、岬町教育委員会においては、平成16年度より、各小学校で地域子ども教室推進事業を実施し、放課後、地域の教育ボランティアによる子供たちの体験教室を実施しているところでございます。

国において、平成19年度より実施予定の放課後子どもプランにおける放課後子ども教室推進事業については、大阪府としては、おおさか元気広場推進事業という名称での補助事業として、現在、実施要項等を作成中であり、3月中には示される予定であると聞いております。

岬町の各小学校においても、放課後に、学校の宿題、予習や復習、補習などの学習の場としながら、体験教室なども実施し、安全で安心な子供の活動場所とする取り組みを進めていきたいと考えております。そして、子供の体験・交流活動等の活性化を図っていく取り組みを進め、地域社会全体で子供の豊かな成長をはぐくむ教育コミュニティづくりを推進していきたいと考えているところでございます。

教育施設の耐震についての質問にお答えいたします。教育施設の耐震化につきましては、平成18年3月議会において鍛冶議員からの一般質問があり、1小学校を3カ年スパンで、順次体育館の耐震計画を実施してまいりたいと答弁いたしております。これに基づき、最初に深日小学校の体育館において、耐震診断、耐震設計を経て、平成19年度は耐震補強工事を行います。

20年度以降についても、教育施設は住民の避難所でもあることから、順次耐震化を進めてまいりたいと考えておりますが、現在の本町の財政状況を勘案すると、計画どおり進行できるかどうかという見直しも含めて検討する必要があると考えております。

続きまして、環境についてのご質問にお答えいたします。今、私たちが直面している地球温暖化やごみ問題などの環境問題の解決には、大量生産、大量消費、大量廃棄型の経済社会からの脱却、そして生産から流通、消費、廃棄に至るまでの物質の効率的な利用やリサイクルを進めることにより、資源の消費が抑制され、環境への負荷が少ない循環型社会を形成することが急務となっております。こうした背景を踏まえ、循環型社会の形成を推進する基本的な枠組みとなる法律として、循環型社会形成推進基本法が制定され、廃棄物等の抑制、資源の循環的な利用及び適正な処分が確保されることによって、資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り軽減される持続可能な社会を目指すこととしております。

本町では、こうした法律の趣旨を踏まえ、資源の循環的な利用及び適正な処理を優先し、一般家庭から排出されるごみの中から、空き缶やペットボトルを抜き取るごみの分別を重点的にを行い、資源物のリサイクルと適正な焼却処分を必要とする可燃ごみの減量化に努めるなどの環境への負荷を軽減する対策を行っております。

また、循環型社会の形成には、国、地方公共団体、事業者及び住民が、連携・協働して取り組んでいく必要があるため、事業者と住民が連携する「マイバック持参・レジ袋お断り運動」などによるごみの発生抑制対策を、また、住民が主体となった不用品交換広場などにおける粗大ごみの再利用対策などを行うきっかけづくりを積極的につくってまいりたいと考えております。こうした環境に対する負荷をできる限り軽減する取り組みを通して、本町は循環型社会の形成を目指し、残された豊かな本町の自然環境を守り続け、私たちの子や孫に引き継いでまいりたいと考えております。

次に、循環型社会の形成において、今、最も重要視されていることは、地域で暮らす住民が無理なく参画ができ、継続して取り組むことができる持続可能な環境対策が基本となり、これが環境問題に対する地域住民の意識改革や環境の改善に向けた行動につながると考えております。

このような背景を踏まえ、本町では、廃棄物処理条例等に規定する廃棄物減量等推進審議会条例の制定を目指し、本議会に提案させていただいております。

この審議会の委員には、学識経験者を初め事業者や地域住民が広く参画していただき、審議会において議論が積み重ねられた、地域の意見が反映した持続可能な計画により、ごみ減量化問題などに取り組んでまいりたいと考えております。

また、具体的な委員の選任方法については、ごみ問題などに関心を持つ方や環境問題に造詣の深い住民の方々を優先的に、また、一般公募による選定方法も視野に入れながら、適切な人材を選任してまいりたいと考えております。

防災についての議員のご質問にお答えいたします。自然災害というのは、いつ発生するかわかりません。近い将来、30年から50年の間で必ず発生すると言われております東南海・南海地震、また異常気象による大雨や台風に備える必要もございます。本町では、災害予防対策、災害応急対策、災害復旧、復興支援対策など、あらゆる災害から住民の皆様の生命、身体及び財産を保護する目的で、地域防災計画を策定しております。しかしながら、いざ災害が起こった場合には、住民一人一人が自分の身は自分で守り、地域の中でお互いが助け合う、自助、共助の精神を常日ごろから心がけていただくことが大切になってくると考えております。

平成7年に発生した阪神・淡路大震災を教訓に、災害から身を守るためには、自治区を基本とするような地域での防災まちづくりに取り組む必要があると考え、災害の重点区域の住民の方々を対象として、避難訓練等を実施いたしました。さらに、このような地域での自主的な防災組織を構築していくためには、防災リーダーの要請、地域の実情に合ったより実践的な防災訓練や消火訓練を継続して実施していくことが不可欠であります。

今後は、自助、共助の観点から、自治区単位の自主防災組織の拡充、婦人防火クラブの育成を図ってまいります。また、防災意識の向上のため、防災専門機関との調整を図り、消防団員を初め各地区の自主防災組織の方々や住民の皆様対象の出前講座や防災セミナーの実施を検討し、防災に対する意識を深めていただき、住民の皆様が安全で安心して暮らせるまちづくりに取り組んでまいりたいと考えております。

最後に、住民参画のまちづくりににおける団塊の世代の方々の活用という点について、お答えいたします。議員の説明にもありましたように、団塊の世代の方々にいかにまちづくりに参画していただけるか、これが今後の町運営を大きく左右することだと私も考えております。もはや、行政が行ってきたサービスだけでは、住民の皆様が満足いただけるだけの豊富なメニューの提供は不可能であると推察しております。それだけ住民の皆様が行政に対し求めるサービスは多種多様であり、今後ますます要求は細分化されていくと考えております。そこで、行政サイドから、多種多様なサービスメニューを提供し、各自、また各団体で取り組んでいただけるメニューを選択していただく。こうした働きかけを、特に団塊の世代の方々に行っていきたいと考えております。

世代によって、社会貢献、生きがいづくりなどボランティアを希望される目的はさまざまであると考えられますが、ボランティア活動を通じて、人との出会い、社会とのつながりを大切にし、

地域社会での新しい人間関係を築くことができると思います。

また、議員の方からは、シルバー人材センターのご質問もございましたが、私としては、団塊の世代の人々による起業、業を起こすということもあっていいのではないかと考えております。ボランティアだけではない、実利を得ることも必要だと思うからです。また、こうした生きがいを持つことで、健康な人生を送っていただければ、議員、先ほどご指摘がありましたように、医療費の削減等にもつながっていく。団塊の世代の方々は、議員、先ほどおっしゃったように、今まで、この日本の成長を引っ張ってきた、そういった年代層でございます。そういったことから、これからのこの新しいまちづくりのために、さらに見本となる世代となっていく必要があるかと考えております。そうした見本となるような団塊の世代の方々の活動により、地域が活性化され、「笑顔あふれる いきいきタウン みさき」が実現できることが、私はこの岬町のまちづくりにとって非常に重要なことだと考えております。

あと、細部につきましては、各担当の部長の方から答弁させていただきます。

○和田博之議長 芦田福祉部長。

○芦田福祉部長 私の方からは、地域福祉計画策定にかかわる問題点、移送サービス、グループホーム、それから乳幼児医療費助成と町独自の子育て支援策、最後に、子育て支援センターの充実の6点について、回答をさせていただきます。なお、グループホームの町営住宅の活用については、後ほど事業部長の方から答弁をさせていただきたいと思っております。

まず、地域福祉計画の策定であります。地域福祉推進の主体は、地域の住民さん、社会福祉を目的とする事業者、社会福祉に関する活動を行う人たち、そして、当然福祉を必要とする当事者であります。計画の策定に当たりましては、これら三者の代表や当事者である障害者団体や長生会等にも参画をお願いし、まず計画策定の進め方について、一番最初にご意見をいただくことになるものと想定しております。その後、各地域で会議を重ねていくべきものと考えております。また、各分野から幅広く意見を出していただき、計画づくりを進めてまいりたいと考えています。

策定委員会の定数は、おおむね10数名と考えています。構成等の細部は、今後詰めていくこととなりますけれども、当事者や活動団体の参画も当然入っていただくものとして検討しているところです。ただ、全部の団体が策定委員となるのは無理だと思いますので、今回の計画策定が地域から意見や論議を積み上げていこうという方法であることから、団体の当事者の方自身が、各地域での会議へ参加していただくことで議論も活発になりますので、積極的な参加をお願いしたいと考えています。

次に、移送サービスであります。社会福祉協議会の移送サービスは、無償のボランティア運転

手さんの協力を得て、介助者1人では、高齢者や障害のある方を公共交通機関を利用して送迎できない場合を対象に行っております。町も、この事業の推進につきましては、財政的な支援を社会福祉協議会に対して行っているところであります。介助者なしでもバスなどに乗車できる方につきましては、この移送サービスの対象外であるということをまず基本的にご理解を願いたいというふうに思います。

3点目に、グループホームの問題であります。障害のある方が地域で生活を続けていくには、同じ障害のある仲間と共同生活のできるグループホームが最適であると考えています。また、今は家族の支援を受けて自宅で生活されている方も、親の高齢化に伴う将来の生活の変化に不安を持っておられるケースも多く、こういう問題を根本的に解決する方策としてもグループあるいはケアホームが有効であると考えています。

岬町におきましては、社会福祉法人の全電通近畿社会福祉事業団、愛の家さんによって、平成17年6月に最初の知的障害者のグループホームが開設されました。その後、18年3月、そして、ことしの1月末に、淡輪の一般住宅を借り上げ、新たに2カ所、これは隣同士ですけれども、開設され、現在3カ所が運営されて、9人の方が共同生活を営まれています。行政としまして、準備検討会議に参画をするなどして、このグループホームの立ち上げに一定支援をしており、今後もその重要性を踏まえた支援をしていく必要があると考えています。

その一環として、議員ご指摘のグループホームが開設される地域住民の理解は欠かせないものであります。これまで町としまして、地域住民の疑問に答える形でグループホームの説明会に参画したこともありますが、今後も地域福祉計画の策定を進める際、各地域で開催するたくさんの小会議で説明するなどし、障害者が地域で暮らすことが当たり前という理解が深まるよう啓発を進めてまいりたいと考えています。

次に、乳幼児医療費助成の問題であります。乳幼児医療費通院費補助の対象年齢は、今回、条例改正案を提案しております。4歳未満から3歳未満へ1歳引き下げという案であります。この助成制度につきましては、議員ご指摘のとおり、平成12年度の事業開始以来、対象年齢を大阪府補助基準プラス1歳としてきた経過があり、さらに事業拡大をも担当課としては検討してきたところであります。しかし、赤字再建団体転落が将来のことではなく、目前となっている現在、福祉部門にも一定の制限を加えざるを得ない状況であること、それほどまでに町財政が逼迫していることをご理解いただきますようお願い申し上げます。

あわせて、町独自の子育て支援策ですけれども、大阪府が、第3子出産一時金5万円を平成19年11月から、個人給付として、100%大阪府補助として助成する案が議題として上がって

いることは、既に聞き及んでいるところであります。しかし、この問題につきましては、給付対象者の定義等が明確化していない等、実施に向けてはかなり問題があり、これから議論となるのではないかと考えております。

また、各市町村が独自に子育て支援施策を考え、実施しているということですが、岬町におきましても、乳幼児医療費助成では年齢引き下げは行いますが、一方では、子供を産みやすい環境づくり、育てやすい環境づくりの助けとなるよう、子育て中の家庭を支援していくことが責務だと考えており、後で述べます子育て支援センターのスタッフの充実、保育所での土曜日保育時間を3時半から5時に延長、子育てに関するイベントや講演等の企画実施を支援する事業の継続等を来年度としても実施する予定であります。また、健康保健部門でも、ほのぼのクラブの毎週水曜日の開催の継続、両親教室では相談体制を充実したり、沐浴講座をお父さんも参加できるように日曜日に開催する等の工夫をし、さらに第1子全戸訪問から一步進めて、来年度は4カ月児の全戸訪問へと、その中での養育困難世帯の早期発見に努めて、早期の支援へ結びつけていく、こういうことを現在の保健師の体制の中で充実していこうと考えているところであります。

今の岬町の財政力では、基本的には、国や府の補助金事業に頼らざるを得ない状況でありました。その中で、事業の内容をさまざま工夫をしていっているということをご理解いただきたいと思います。

最後に、子育て支援センターの充実であります。支援センターでは、育児相談や子供についての悩みを相談する子育て相談事業、おしゃべりサロン事業、子育て中のお父さん、お母さんにほっとしてもらえる集いの広場事業、子育て支援のグループの支援事業、絵本の貸し出し、子育て支援グループとの共催による講座や子育て情報紙の発行を行っております。平成19年度におきましては、4月からスタッフ職員、これは残念ながら正職を採用できませんでしたので、臨時職員の1名を4月当初から配置をして、これらの事業を一層充実させていきたいと考えております。

以上であります。

○和田博之議長 松永事業部長。

○松永事業部長 町営住宅でグループホームをとのご質問にお答えいたします。

町営住宅は公営住宅法第1条に、住宅に困窮する低所得者に対して、低廉な家賃で賃貸することにより、住民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とすると規定されております。また、公営住宅法第45条及び岬町営住宅条例第40条では、町営住宅の適正かつ合理的な管理に著しい支障のない範囲であれば、社会福祉法人等がグループホームとして、町営住宅を目的以外に使用することは可能であると規定しているところであります。近隣では、岬町深日の白雲台

北地区において、グループホームとして、府営住宅を使用していることもご案内のとおりでございます。

本町におきましては、多奈川小田平住宅、多奈川平野北住宅、緑ヶ丘住宅において、公営住宅法の本来の趣旨により、一般公募により入居者の募集を行っているところでございます。多奈川小田平住宅、多奈川平野北住宅の入居募集につきましては、毎回約2倍という高い応募倍率であるため、今後も公営住宅法の目的に即した一般公募による募集を続けてまいりたいと考えているところでございます。

一方、緑ヶ丘住宅につきましては、現状では空き家がございますが、昭和40年代に建設された住宅でございまして、各住戸には浴室がないなど、グループホームとして使用するには、設備面において十分とは言えない状況であると考えております。

これらのことから、町営住宅におけるグループホームの実施につきましては、このような施設の状況でも、グループホームとして使用を希望される事業者がおられるのか、また、住宅施設の改善など、それに伴う経費などを勘案しながら、検討する必要があると考えているところでございます。

○和田博之議長 川端議員。

○川端啓子議員 再質問させていただきます。

福祉についてなんですけども、先ほども言いましたけども、やはり高齢者の方が要介護のとき、高齢者の介護認定を受けている方が、介護のときだったら病院に行くのに車が使えるけども、それが要支援になったために、喜ばなければいけないんですけども、要支援になったために車が使えないので、病院に行くのが困るということが、一番そういった相談が多いんです。その辺で、これは要望にしときますけども、地域福祉計画の中で、そういった一番皆さんのところの現場のニーズについて、しっかりとそういうことを吸い上げて、地域福祉計画を策定してほしいと思いますので、よろしくお願いします。

あと、子育て支援施策の乳幼児の通院医療の助成なんですけども、きょうも、けさ、歯科医師会からの意見書の提出を求める要望、陳情というのが引き出しに入ってきて、その中で、例えば大阪府においても、大阪府、これ43団体あるんですか、そのうち就学前まで、医療費助成、通院医療、助成できているのが、就学前までできているのが、近くでは田尻町なんですけども、17団体というふうになっているんです。だから、こうして本当に、たしか、今回、貝塚市も新聞で拡充ということが載ったと思うんですけども、その辺について、やっぱり幾ら財政が厳しいということはわかっているけども、本当にまだまだ別に、ここの二、三百万ですよ。これを

切るよりも、どこかもっと見直すところがあると思うんですけどね。岬町、高齢化率第1位で、若い人に来てもらわなアカン、来てもらわなアカンと、こんなことしてたら、余計に若い人から引越していくとか、やっぱり若い人は、もっといいところに行ってしまうと思うんです。その辺について、町長どのように思っておられるのか、ちょっとお尋ねしますということと、あと、もう一度、町長にお尋ねしたいのは、先ほどの団塊世代の活用について、みずから起業、事業を起こしていく人が出てきてほしいと。それは、確かにいいんですけども、やっぱりそういうふうを起こしたいなと思う方たちについて、行政としては一体どういうふうな支援ということを考えているのかということをお尋ねします。

それと、あと、教育の方で、食育の推進について、私は、やはり岬町ね、食育の岬町と言われるように、近隣市町の模範となり、また近隣市町から、近隣市町でなくても、岬町に食育について視察に行こうと思われるようになってほしいということで、どこよりもいち早く、この食育進捗計画の策定ということを考えられないかということをお尋ねしたんですけども、それについても答弁をお願いします。

○和田博之議長 石田町長。

○石田町長 再質問にお答えさせていただきます。

まず、第1点目の乳児医療の助成、200万ぐらいいかんかということでございますが、現在、1歳引き下げること、今回412万9,000円の効果を見ております。確かに400万をどこかで捻出できないかという議論はあろうかと思うんですけども、ただいま大阪府の方分では、3歳までという形でされておるところでございますので、この辺は私どもも非常に厳しい財政状況の中という形で、今回の苦しい決断をしておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

それから、団塊の世代の方々の起業ということでございますが、確かにいろんな方々がすばらしい能力を持って退職されてきた。そういった方々が、新たに今までと違った経験を利用した中で、小さいながらも自分のために業を起こすということは、非常に有意義だと考えております。その中で、我々がいろんな形の手続等々に支援をできるのではないかと。別にお金を出すじゃなくて、手続等々でかかるところ、この辺がお手伝いできるんじゃないかなと考えております。

それから、食育につきまして、これは議員ご指摘のとおり、私も同じ考え、とにかくよそから見本となるような、オンリーワンを目指すということには同感でございますので、そういった方向で検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○和田博之議長 川端議員。

○川端啓子議員 できるだけ前向きに。

乳幼児の医療費については、公明党としては、あくまでも絶対に後退はさせられないということ
とで、頑張っまいますので、よろしくお願いします。

以上です。ありがとうございました。

○和田博之議長 公明党、川端啓子君の代表質問が終わりました。

これをもって会派代表質問を終わります。

○和田博之議長 お諮りいたします。暫時休憩いたしたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○和田博之議長 異議なしと認めます。暫時休憩することに決定しました。

暫時休憩します。再開は午後1時から再開いたします。よろしくお願いします。

(午前11時55分 休憩)

(午後 1時00分 再開)

○和田博之議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程5、「一般質問」を行います。

順位に従いまして、質問を許可します。

初めに、田島乾正君。

○田島乾正議員 ただいま議長のお許しをいただきましたので、一般質問をしたいと思います。

まず、質問の前に、議長にお許し願いたいのは、冒頭、私ごとでちょっと述べさせていただき
たいと思います。

といいますのは、通告が3月13日から3月20日までの一般質問の通告となっておりました。
そして、本日、自分の一般質問に入る前に、やはり精神的に落ちつくために、事務局において、
岬だよりという、こういうふうなものをずっと見ておりましたんですけどね。まだ、私とこの地
区は向出地区といいまして、自治区では大変世帯数の多いところで、隣組からのまだ回覧板が回っ
てきておりませんでした。そこで、1面に目を通したら、町長がやさしそうな、親切そうな石田
町長の写真、冒頭に、ああ、いいなと気持ちよく読んどったんですけど、8ページ目、9ページ
目読んでみると、うーんと確認いたしましたら、私の通告した答弁がずっと載っているわけす
ね。あれっと思って、通告しているのに掲載されてるなど。こういうことについて、なぜやろと

ということで、青天のへきれきとはこういうことかと。生まれて初めてこういう経験したんですけども。私から言わせれば、こういうことは、本当に馬のしっぽにハエがとまる話で、本当に発行責任者の神経疑いたいなど、そういうことで、小さな親切、大きな迷惑であると。冒頭に貴重な時間をおかりしまして、こういうこと、私、何も立腹はいたしませんよ。しかし、こういうことは、やっぱり通告した以上、こういう発刊すると。ということで、バッティングしてますので、ひとつ取り下げとか、そういう方法、今後ともひとつこの場をおかりして、やはり議員たる者は、質問権を大事にいたしておりますので、その点踏まえて、ひとつ今後こういうことのないよう、提言したいと思います。

それでは本論入るんですけども、職員の定数管理についてであります。私の手元にある例規集も、職員さんの例規集も同じ例規集と思いますので。平成14年4月1日から発行された条例の定数では229名、そして、18年3月の岬町の集中改革プランでは、定員適正化の項目で、17年度では202名、18年度では186名、平成19年では182名ということ、そういう目標数で掲げておりますが、今現在の定数では、それ以上に純減も踏まえて、かなり努力されて、定数削減に町当局は頑張っているんですけども。

具体的な質問に入りますが、これらの現定数の数字を策定または計画するということは、各部、各課の現状の事務量を的確に把握しての上でのそういうご苦労があったと思うんです。ただ、ひとつ確認したいのは4点あります。

まず、各部、各課の現状で、1人当たり、年間事務量ちゅうんですか、事務処理の時間数とか、何時間を想定してるんだと。2点目に、例えば現在の機構をまず調査、組織化にしたときに、そういう調査年月日、いつごろこういう機構を組織するためには、やはり調査、データを成果を踏まえて、やはり機構改革せないかんと思います。

3点目ですが、これらの資料作成の調査項目ちゅうんですかな、どういう事務事業があって、事務量あって、そういうこと、どんな内容であったのか、こういう点についてでもご答弁願いたい。

最後に、この調査項目を各年次において、今日まででも結構ですし、将来的にその調査結果を踏まえて、内容をいつの時期に利用して、まだまだ財源苦しい折中、そういうことをいろいろ懸命に利用されるのかということ、その点もご答弁願いたいと。

そして、各部における平成19年1月1日現在で結構ですから、長期休暇者の、長期病気とかそういうようなもので現在休んでおられる方の数値を確認したいと思います。各部別にご答弁願いたいんですけど。総務部何名、企画部何名、福祉部何名と、上下水道部、教育、住民部、各部が当町にありますので、その部で長期休んでおられる方の人数をまずご答弁と、そして長期休暇

されている症状の内訳ですね、外科的要因であるのか、内科的であるのか、またはその他で休んでおられるのか、その数値もあわせてご答弁願いたいと。

そして、最後であります、これらの当該者に対する町として、どういう手だてというか、支援体制、ただ休んでいるから、しゃあないなど。医者診断書で休んでいるからしゃあないじゃないに、要因ちゅうのはまだわかりませんが、これがやっぱりハードな職務のために要因が伴って休まざるを得ないということになれば、やはり当然支援体制ちゅうんのは、手厚いことは必要ないですけども、やはりこの方の支援体制はどういうふうなメニューを考えているか、こういうこともご答弁願いたいと思います。

第1質問は以上、またご答弁の後、第2質問に入りたいと思います。

○和田博之議長 ただいまの質問に対し、理事者の答弁を求めます。竹本企画部長。

○竹本企画部長 冒頭、議員より岬だよりの関係、非常に調整不足で申しわけございませんでした。

本題に入ります。職員の定数は、地方自治法172条第3項により、条例で職員の最大数を規定しております。職員定数の算定手法には、大きく分けまして、単位事務量当たりの必要人員を判定して基準となる定員を積み上げるミクロ方式と、類似団体の行政部門別職員数を統計的手法で比較して基準となる定員を算出するマクロ方式の2方式がございます。

ミクロ方式につきましては、工場の商品生産などの定例的な作業量の積み上げには効果があるとされますが、行政のような多様な判断的業務の事務量の算定には適さないことや、現場からの報告に基づくことから、事務量を現状から工夫せずに算定したり、まれにしか生じない事務を定例的に積み上げることから、結果的に人員が不足しているという報告になりやすいとの指摘もあり、ミクロ方式では行政改革につながらないという問題点がございます。

現在の行政の課題は、いかに行政改革を実施するかでございますので、マクロ方式で算定することが一般的になっております。いわゆる類似団体や定員モデルなどから定員を把握し、定員適正化計画で総定員を減らす明確な数値目標を設定し、民間にできる事務は民間にゆだねるなど、事務の見直しを図って行政改革に取り組み、定員管理を図ることが現在の主流の手法でございます。

平成18年4月における現行組織の職員定員の算定につきましては、このマクロ方式を採用し、平成17年度の職員定数の最新の類似団体の行政部門別職員数などに基づいて算定し、平成18年3月におきまして、部長ヒアリングにて、新規事務の増加や退職者数の影響及び事務の見直しなどの要素を把握、調整したところでございます。その結果、平成18年4月で、部門別職員数は、総務部14名、企画部10名、住民部27名、福祉部62名、事業部19名、上下水道部1

6名、会計課3名、教育部31名、議会事務局3名、合計185人を配置しているものです。

事務量といたしましては、例えば総務部では、財産管理、地籍調査、選挙、入札契約、例規審査、文書管理、地域防災計画、国民保護法、行財政改革、財政運営、行政評価などの事務事業量を勘案して、職員を配置しております。また、福祉部では、障害者福祉、生活保護、母子保健、精神保健、高齢者福祉、介護保険、児童手当、保育、子育て支援など専門的な事務事業に対応できる職員を配置しております。

そして、事務量の増減に反映させる事例といたしまして、企画部では、人事、統計などの事務を統合・縮小し、2人を減、税務では、課税業務等の機械化などで2人減、福祉部では、保育所の休所や施設の指定管理者制度により8人を減、また逆に、障害者福祉、子育て支援、高齢福祉に各1名を、介護保険にも2名を増員するなどの措置を講じ、繁忙期には臨時職員を配置し、事務量の増減に対応しているところです。

このように、数的に見れば、多いところ、少ないところがあるわけですが、どうしても住民と直接かかわるサービス部門の部署や、専門職が必要な部署は人員も多く必要になります。また逆に、総務、企画といった庶務的な部門は少なくならざるを得ません。そんな中、限られた人員の中で、アルバイト対応も含め、各部で事務の再点検を行うなど、創意工夫して取り組んでいるのが現状であります。

定員管理につきましては、マクロ方式で類似団体の行政部門別職員数や定員モデルの調査を踏まえて行政改革に努めており、職員数は平成15年度の213人から、平成18年度では185人で、28人の減となっており、集中改革プランで、平成22年度に186人とする目標値を既に達成している状況でございます。

今後におきましても、最新の調査を速やかに反映させ、新地方行革指針による集中改革プランの具体的な取り組みを進め、指定管理者制度の活用を含んだ民間委託等の推進や、人材育成基本計画に基づき、職員の機能の向上、スキルアップなどで効率的な事務の遂行を図り、さらに財政の健全化に寄与できる定員管理を進めてまいります。

次に、各部における平成19年1月1日現在の長期休暇3カ月以上の休職となっている職員の状況でございますが、企画部で1名、福祉部で1名、会計で1名の合計3名でございます。要因につきましては、内科的要因が2名、その他が1名でございます。

休職職員についての町のサポート状況につきましては、治療に専念していただくことは当然のことでございますが、特にメンタルにかかわる疾病につきましては、復職時においてリハビリ制度を設け、復職1カ月前から、いわゆる職場でのならし運転をしていただき、円滑に就業できる

ように配慮しているところでございます。

以上でございます。

○和田博之議長 田島乾正君。

○田島乾正議員 担当部長から、1問目のご答弁いただいたんですけども。今回、冒頭述べたように、岬だよりの部分で、若干通告して、いろいろすり合わせした中での質問、本来ならば質問ですけども、本当に質問者も戸惑っているわけですね。通告した部分とこの部分がどうも整合性がないということで、質問も若干ニアミスもあると思いますが、これはいたし方ないことですね。本来なら通告すべき問題ですけども。別に通告せんでもいいわけですね。議員の一般質問においては通告制をとっているから、何も通告せんと、本当にキャッチボール、真剣でやろうかという、これは本来の姿と思います。しかし、議会運営上、やはりスムーズに質問、答弁がいくという観点から、通告をとっているだけのことであって、何も質問そのものは自由に行けるんですけども。

それは余談といたしまして、今、担当部長からご答弁いただいたんですけども。まず1点目は、各部の定員のバランスとれた人員配置をされてるのかと。そして、事務量のバランスとれたもの、この分を僕はお聞きしたんですが、どうもまだはっきりしたご答弁、質問者にとってははっきりしないんですけども、それはさておいて、そして、病気で休暇中の方の内科的な要因か、その他の外科的な要因か、その他の要因か、要因を聞いているんであって、各1名ということ、それじゃなしに、どういう要因でお休みになっているかと、こういうご答弁、本当に欲しかったんですけども。ただ、欠席が、外科的、内科的、その他、各1名ですと。それと、あと、そういう方の復帰した場合のどういう手だてというんですかな、やはり復帰してすぐ100%執務ができるわけじゃないんですから、そこをもう少し突っ込んでご答弁いただきたかったんですけども、それについては結構ですわ。いろいろ定員削減、努力されていますので、その点については深くは質問いたしません。

あとは担当部長の方、説明はその程度で結構です。あと、最終的に町長に。ひとつ本当に岬町のいろいろ財政的に苦しいんわかってます、私も。ですから、わかっている以上、協力すべき点は協力せないかんと。しかし、ここを見直してよということは、やっぱり住民代表の声も聞いていただくことになりますので。まず、こういう現状を、病欠もおる、そして各部にはいろんな定数管理せないかん。そして、そこには事務量が違ってきますね、総務部と、また福祉部では全然職員さんの事務量。やはり今、マクロとかミクロとか、私、初めての言葉ですけども、企画部長言ってくれたんですけど、物的・人間的に、あれが全然そんなもんでできませんと。ただ、僕が今聞いたんは、過去、笠間部長ですかね、住民部長のときかな、職員1人当たりの時間の能力的な

算出はどういうことやと。笠間部長が、こうこうこうと、こういうご答弁、ユニークなご答弁いただいたんで、これ立派な職員さんやなど。やはり公務員的じゃなしに、やはり民間の考え方持っている笠間君は立派な考えで、そういう疑問点を持って、いろいろ算出されたと。その意味を兼ねて、今回質問してるわけです。ということで、マクロとかミクロちゅうような言葉、まだ私、帰って勉強いたしますので。余談になりますけど。

町長にね、ちょっとご答弁いただきたいんは、今の組織体の持つ機能、今の時代のニーズに合った機能更新について、どういう考え方持っているかと、現在のね。やはり夕張の件もあるし、いろんな件あるんですけども、やっぱりそういう点について、ひとつ提案したいと思います。

職員数が足りない。しかし、うちには本庁以外に出先庁があります。極端に言いましたら、給食センターですね。この分、過去いろんな問題があった給食センターですけども、今回の当初予算で、給食センター、やっぱり6名の本職、一般職員、これについては、人件費というか、給与の関係は1,933万5,000円と。そして、臨職の場合、嘱託職員も含めて1,508万円と。この分、かかえているわけですね。そこで、給食センターというのは、どうしても直営でないかんのか、民間ではおいしいもんできへんのかと。この議論は、以前から僕議論してるんですけども。前町長にも、直営でなくして、やはり委託業務とか、そういうことできへんのかと、前町長に言ったところ、ある部長の提案で言うたんですけどね。そんなん、そら、直営やと、自信持って言い合った。その方が立派な考え方であったんか、それは皆さん、結果を見たらわかっていると思うんですけど、私から言うことはないです。

そこで、町長、給食センター、子供さんらに料理つくる方、どうしても一般職6名でなければ給食できへんのかと。今、先ほど1問目に質問した中で、やはり不幸にして病気で休んでいる方の補充のために、6名から、全部とは言いませんが、何名か、年次計画で本庁へ来てもらって、そして、そういう方の補充とかサポーターとか、身分ちゅうか職階のいろんな網を外さないけませんので、そういう手続ができるならば、給食センターのその職員さんを持ってくれば、あとの欠員は臨時とか、そういうような臨職で賄えると思うんです。それこそ本当に財政を節約すると思いますので、今の町長は、前の町長と違って、直営でやるんかちゅうんか、まだ腹わかりませんので、その点についても、町長のご答弁いただきたいなと、かように思いますので。細かいことはもう言いません。そういうことで、まず町長に、今の現状を踏まえて、本当にバランスのとれた定数管理して、事務量をやられているか。ほんまは各部長に聞きたいんですよ。白井部長とか、職員さん、少ないんですか。そら、少ないとはよう言わんわな。本当は言いたいけども。芦田部長とか、大変、今シルバー的に忙しい部署ですから、本音は言えないので、この場では聞きませ

んけども、まず、町長、ひとつ本庁に迎えられるんか、給食センターの方、その点、ご答弁願います。

○和田博之議長 石田町長。

○石田町長 それでは、田島議員のご質問に、いろいろとございましたので、まとめてご回答いたしたいと思います。

まず、各部のバランスというところでございますが、バランスの見方、とらえ方というのは、これ、各人各様いろいろあると思います。それにつきましては、確かに各部におきまして、定員といますか、人数だけ見ますと、確かにばらつきはございます。ただ、企画部長からの答弁もありましたように、私の考えからしましては、直接住民の皆様に関係する部署、ここについては増員という形で数多く配置という形。そしてまた、今回、先般の機構改革で人事を企画部が所管しているという形で、これは企画部長のお人柄でしょうね、自分の部に手厚い陣容を持ってこれなかったというところで、企画部は非常に少ない人員で頑張っているのかなと思っております。ただ、「山椒は小粒でぴりりと辛い」といいますように、企画部長もぴりっとして、非常に少ない人数でも頑張っておるという形だと思いますので、この辺は各部のバランスというのは、私は現状から見たら、とれているのかなという気はいたしております。

それから、いろんな形での職員の採用形態がございます。議員、今、ご指摘のように、私も同じような考えを持っておりまして、実は、18年のときも、既に実施いたしまして、当時、学校用務員さんが、退職された方を除いて6名おられたんですけども、その中で、たまたまお一人が保育士の資格を持っておられたということで、その場で、そのときに採用試験をして、保育士として採用し直したという経緯もございます。そしてまた、お二人につきましては、人事交流という形で、一度本庁の方の事務をしてみてもどうかという形で、現在約10カ月少しですか、執務しております。この2名につきましても、間もなく1年たちますので、採用試験をし、それに通れば職種変更という形でやっていきたいなと思っております。

また、それに伴いまして、今般、いろんな形での採用形態になっている方々おられます。その辺も見直しまして、どこの部署でも、いろんな形で路線がいけるような形で、再度見直したいなと思っております。その中でも、特に保育士さんとか、あるいは幼稚園教諭、こういった方々で、特に職業病と申しますか、小さなお子様を抱くことから、腰痛を発生する方が多くおられます。そういった形で本来の業務につけない方につきましては、これまた適正な試験をいたしまして、それに合格すれば一般事務という形に、職種変更という形で行っていききたいと思っております。

そして、給食センターの直営化あるいは民営化ということは、本当に時間をかけて、もう少し

きっちりと精査が必要かなと思っております。ただ、これも議員、今ご指摘のは、教育部における給食センターという形のご指摘でございますが、我々には福祉部の所管している保育所の給食のところにも調理員がおります。現在、男女各5名ずつですか、10名の調理員だと思いますが、こういった方々がおられる中で、今たまたま教育部に所属しているから、給食センターの職員という形になってますけども、保育所の方にも配置している。これはまた、その都度、その都度の配置がえもございますので、この辺もすべて踏まえた中で検討していきたい。

これはまた職員団体との調整も必要でございますが、私からすれば、こういった方々も含めての185名の定員枠でございますので、なかなかこれから新規採用が難しい中で、この185名の方々を一番適正な形で、適材適所と申しますように、一番それぞれの能力が発揮できる場所に配置できるよう、これからも検討して実施してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○和田博之議長 田島乾正君。

○田島乾正議員 今、町長の本当の考えをご答弁いただいて、企画部長、幸せやな、お褒めいただいてな。しかし、今回、きょうの件はあかんで。それは一番あれやから。

町長、そういう考えであるならば、私も同じ考え持ってますので、ひとつそういう採用試験、職種変更していただいて、新規採用は控えていただいて、今期の財政、逼迫しているところで、そやから直営についても時間をかけてちゅうけど、時間をかけないで、ひとつ私の要望ちゅうか、お願いして、保育所の関係の部分、10名についても、やはりその部分についてもいろいろ考えてやっていただきたいなど。そして、最終的には、町長おっしゃるとおり、適材適所と、こういうことをやっていただいたならば、町長は男前になると思いますので、ひとつそういうことをやっていただけるように、ひとつお願いしたいなと思いますので。

これを踏まえて、もう最後になるんですけども、部長、結構ですから、もう1回、町長に、過去の町長就任前の部分も含めて、私、住民代表として提言をしておきたいなと思いますので、現町長も踏まえてですけども。本町のこういう財政事情に陥った、国の責任も一部あるんですけども、やはり国が全部悪いから、夕張とか、また本町もこういう財政苦しいとか、そういうことは言えるんですけども。しかし、我々、過去歴史をいろいろ省みたら、本当にこんな岬町にだれがしたということを言いたいので、最後の質問を踏まえて、若干僕の定員管理について、外れるかもわからんけども、やはりこの質問事項に関連してますので、ちょっと最後に、町長のご答弁をいただきたいと思います。

岬町を運営するんは、当然、国・府、いろんな交付金、補助金、いろんなその他の財源等で運

営してるんですけども、最終的には原資というのは、国民、我々町民の税金である。その税金を運用するのは、やはり町職員が運用するんであって、そういう税金を本当に大事に使うとなれば、やはり一般財源、特定財源、これによる事業をするんは、僕らじゃなしに、やはり町長筆頭、以下各部長、各職員の方であります。

やはり事業の計画なり、実施なり、結果、そういう事業をすれば、当然、結果責任はやられた方が負うべきものと思うんですよ。いや、わし、当時、部長やったけども、あのときのことについて、今さら、わしゃ、よその部行ってるのやと、そういうことは言えないと思うんですわ。やはり我々の税金を使った以上は、当然負うべきものです。これは何も官においても、民においても同じことであるということで、事業実施には、やはり計画なり、検討なり、修正なり、見直し中止と、こういうことを踏まえてやっぱり担当責任者は、何を事業化する、箱もん建てるにしても何しても、やはり担当責任者、将来においても、ぶっちゃけた話、やめても当然当該事業の管理運営等の責任は、やっぱり堅持しといてもらわんと、やはり住民の税金で事業執行した以上、逃げるべきものではないと。許されるもんじゃないと思うんです。

それを踏まえて、これからの町長にお願いしたいんは、その当時の税金でやった。今は、わしゃ関係ないと。そういうことは、私、知ってますよ。この場で言うたら、やはり失礼に当たるから言わんだけのことであって、大変でしょう。民間委託すべき問題もあったはずですよ。それをこの場で言いませんよ、責任、今言うたこと。しかし、今後そういうことのないように、税金を執行するに当たっては、当然逃げるべきものでないことをひとつ私は提言しておきます。

どうですか、町長、この件について、どういうお考え持っているのか。私の質問間違ってるか。

○和田博之議長 石田町長。

○石田町長 田島議員の質問にお答えさせていただきます。

確かに、現在、まだ本町におきまして、特別会計、企業会計も含めると、起債の残というのが200億近くございます。これはもちろん理事者が提案させていただき、議会の皆さん方のご審議を賜って執行した予算の結果、それがたまたまこういった形での残に残ってしまってるという形でございます。それが、今、償還のピーク、特に19年、20年、21年、3カ年は非常に最大のピークを迎えてしまう。28年まですれば、この辺の償還のピークも過ぎて、やっこの岬町も、その部分ではバランスのとれた財政になっていくんですけども、非常に、現在、償還の額が大きくなって、これが今非常に厳しい財政状況になってきているというのは、議員もご承知のとおりだと思います。ただ、これにつきまして、我々、もちろん逃げることもできませんし、この責任を負っていかねばならないというふうに考えております。

19年度予算におきましても、税収約24億円入っております。そしてまた、一般会計におきましては11億8,000万程度の償還でございますが、ただ、他の会計も含めると、やはり償還額は16億近くになります。税収の3分の2が償還に当たるという結果になる。非常にバランスが悪い。ただ、これは今愚痴を言っても始まらない。そしてまた、この原因を追及すれば、それだけ起債ができた、起債を許した、どこの責任かというのものもあるんでしょうけども、それを今の私が申すべきことでもないでしょうし、粛々と、この過去の起債の償還をやっていく。その中で、住民の皆さんのサービスをできるだけ低下させることのないように、職員一同頑張っていくというのが、私に課せられた責務だと思っておりますので、そのとおりに実行していきたいと思っております。

以上でございます。

○和田博之議長 田島乾正君の質問が終わりました。

次に、中原 晶君。

○中原 晶議員 始めさせていただきます。日本共産党の中原 晶です。

昨年12月に、来年度の町政運営及び予算編成に当たっての要望書を町に提出をいたしました。公共料金の抑制や乳幼児医療費助成の拡大を初めとする46項目の中で、わずかに取り入れられたものもありますが、今後、実現に向けて取り組むべきと考えるものが数多く残されています。真剣な検討を改めて、この場で求めます。

町長の施政方針の中で、何点か予算要望にもかかわって質問いたしますが、施政方針の中で、しきりに夕張ショック、再建団体への転落回避を口にされています。再建団体にならないよう努力するのは当然ですが、それを口実に住民負担を押しつけることは許されません。そもそも夕張ショックは、国と北海道庁の責任ではありませんか。鉱山閉山の後処理と、国、道があおったりゾート開発のつけを夕張市に押しつけ、あげくの果てに三位一体改革等による地方交付税の大削減が原因です。第二の夕張にならないためには、夕張破たんの真の原因を知ることなくしては回避できないと考えます。まず、質問の初めにこのことを申し上げて、私の質問を始めさせていただきます。

施政方針の教育施策について質問いたします。

小学校のプール事業と一般開放については、昨年同様、ピアツァ5で実施すると述べられましたが、町営プールの再開については、先日、淡輪小学校のPTAから、再開の要望書が町と議会に提出をされており、なお、その要望は依然として強いものです。一方的な閉鎖ではなく、考え直すべきではないでしょうか、答弁を求めます。

次に、産業、観光の分野の企業誘致について質問いたします。

多目的公園への企業誘致については、12月議会でもお聞きしましたが、その後の進捗があり、改めて、この場でお聞きいたします。先般、1月25日に、空港対策跡地利用促進委員会が開かれ、多目的公園内の企業誘致ゾーンへの進出候補事業者の決定の報告がなされました。そこで、有限会社アイセ・リアリティーという養鶏業者と、大沢興業株式会社というブルーベリーの果樹園、株式会社アーガスという砂栽培による野菜栽培の3事業者が、進出候補事業者として選定されたとの報告を受けました。

選定は、環境、まちづくりなどの学識経験者3名と会計士1名の計4名で構成する審査会が選定に当たったとのことですが、委員会での報告の概要では、応募のあった7事業者のうち、なぜこの3事業者が選ばれて残ったのか、私には全く理解のできませんでした。応募に当たっては、7事業者すべてから応募に必要な書類を提出されており、そこに事業計画など詳細にわたって記入されていたはずですが、その書類に基づいて審査会が選定を行ったということですが、空港対策委員会の中では、書類に未記入の欄があり、選定の判断ができない事業者もあったとのことで、さらに事業者を呼んで聞き取りをしたとも聞いています。その点についても疑問はありますが、ここでは割愛いたします。

応募書類と聞き取りによる情報をもとに、基本コンセプトに基づく8項目と実現性についての1項目を審査基準として審査が行われたようです。ここで聞きたいことが、まず環境への負荷の問題です。選ばれた3事業者のうち、ブルーベリー果樹園と野菜栽培の2事業者については、環境負荷がほとんどない、比較的適しているとの審査会の意見を聞いていますが、アイセ・リアリティーについては、地元への環境配慮が必要との意見が出されています。

養鶏業者の誘致については、これまでも直近の犬飼自治区や岬町環境保全住民会議から、誘致反対または危惧の申し入れや署名が提出され、最近では、緑1丁会からも再検討の申し入れがされています。進出予定場所から近い住民の皆さんの間では、悪臭の懸念の声が聞かれ、離れたところにお住まいの住民の皆さんからは、多くの方々が国内的にも問題となっている鳥インフルエンザの発生を心配されています。これらの住民の懸念の声に、行政としてどうおこたえになるのか、答弁を求めます。

特に鳥インフルエンザの問題については、これまで鶏舎はウインドレスで窓がないから、渡り鳥からの感染はないと繰り返し言うておられますが、今現在、原因も確定できておらず、有効な薬も開発できていないというのが現状であります。そんな中で、住民の皆さんに安心しろというのがむちゃな話だと考えますが、なぜ環境の負荷が懸念されるような事業者が選ばれたのか、納

得のいく答弁をお願いいたします。

また、雇用の問題でも、3事業者中1事業者は100人、もう1事業者は120人程度の雇用を見込んでいます。町も雇用がふえるのを売り文句にしていますが、ここ最近の各地の企業誘致を見ていますと、本当に地元雇用につながっていると必ずしも言えないケースも見受けられます。審査会の報告でも、どの事業者も雇用にはパートを含むと回答しています。町も大阪府もさまざまな優遇措置を図ってまで誘致した結果、ほとんど地元の正規雇用にはつながらず、結局税金のむだ遣いに終わるのではとの1つの大きな懸念があります。確実に地元雇用につなげるとおっしゃるのなら、その熱意を納得のいくご説明でお示しいただきたいと思います。

審査会の結果については、今上げた質問のほかにもお聞きしたいことは山ほどありますが、時間の関係もあり、ここでは割愛いたします。

1つ、進出候補事業者の選定結果について、報告されたことについては、情報公開条例を盾にして、情報公開条例に抵触するとの理由で、まともに質問にお答えにならない町の姿勢について、一体何を守ろうとしておられるのかと、大きな不信を抱いたことを申し上げておこうと思います。

企業が独自に持っている企業秘密などは、企業自身が守るもので、行政が守るものではありません。当然、職員の皆さんも条例に触れるようなことは、一公務員として、してはならないことですが、委員会でのお答えを聞いておりますと、企業や行政を守ろうとされているのか、住民の知る権利を守ろうとされているのか、大きな疑問を感じざるを得ませんでした。

この事業が、大阪府主導で進められていることや、募集や審査会なども府の主導で行われていることから、町には詳細はわかりづらい点もあろうかと思いますが、事業が行われる現場は、ここ岬町であります。岬町の行政や住民に詳細が知らされず、岬町の住民の声も届かないということがないように、今後、町として主体的なかかわりや意思、判断をもって臨むべきであるということのを改めて、この場で申し上げておきたいと思います。

続いて、企業誘致の今後のスケジュールをお聞きしたいと思います。今、進出候補事業者との交渉を進められているということで、先日、3月1日の空港対策委員会では、大沢興業とアーガスについては何らかの接触を持ち、現実的な事業の開始に向けて話し合いを進めているという印象でしたが、アイセ・リアリティーについては、先方が防疫対策中で、交渉は行われていないとのお話でした。今上がっている3事業者は、あくまでも進出候補事業者であって、正式に進出事業者と決定するのはどのような基準をクリアした段階を指すのか、お答えいただきたいと思います。

また、今後の協議の中で、町として、先方にどのような要望をしていくお考えか、覚書や協定

書など交わす必要が生じることも当然考えられますが、今後の協議に当たっての考え方について、答弁を求めます。

次に、生活・自然の分野のごみの有料化についてお聞きします。

施政方針の中で述べられた大量生産、大量消費、大量廃棄を前提とした経済社会システムの変革を目指して、町として、できる努力をしていくというお考えは大変結構かと思います。しかし、同時に、ごみの減量化のために、ごみ収集を有料化するということが述べられました。ごみの有料化については、昨年12月議会で、粗大ごみ、不燃ごみの平成20年度からの有料化が決められました。その先に一般家庭ごみの有料化を行うとおっしゃられたわけですが、ごみの有料化でごみが増えるという誤った考えを改めるべきであることをまず述べたいと思います。

この問題は、以前から行財政改革委員会の中でも審議してきましたことではありますが、町は、ごみを減らすにはごみの有料化が一番効果的と繰り返してきました。果たしてそうでしょうか。国がごみの有料化について、一定の減量効果、負担の公平化、住民の意識改革につながるとし、一層の推進を図る十分な削減効果が得られるような料金設定をと強調し、全国でごみの有料化は進んでいます。97年度で家庭ごみを有料化していた自治体は42%で、わずか4年間で、その数は1.7倍となり、多くの自治体が有料化に踏み切りました。しかし、その間に排出されたごみは、減るどころか90万トンもふえています。

環境省が削減効果をうたった島根県出雲市では、導入当初は減っていますが、その後はまたふえ続け、導入前よりもふえている年度もあります。有料化の年にごみが増るのは、有料化前に駆け込み的に、家庭にため込まれていたごみを出すことがあるからです。その後、お金を出せばごみは幾ら出してもいいという意識も生まれ、ごみを出すことに痛みを感じなくなり、ごみが増えます。このような実態があるにもかかわらず、ごみを減らすには、ごみの有料化が一番効果的と言い続けるおつもりでしょうか。数年たてば、またごみが増えるようでは、有料化の効果はないに等しいと言えますし、かえって排出量が増えるようであれば、ごみの有料化は逆効果ということになるではありませんか。

有料化すればごみが増えるというのは、行政として目先の問題をどう切り抜けていくかということしか考えておらず、5年、10年、20年先の住民生活に目を向けない無責任な態度だと考えます。有料化によってごみが増えるという根本認識を改め、有料化ありきの態度を転換すべきだと考えますが、いかがでしょうか、答弁を求めます。

また、環境省の言うように、有料化すれば、即住民の意識改革につながるとは言えません。ごみを減らそうという意識を高めるには、住民がごみになるものを買わない、使わない、出さない、

分別を徹底するなど、住民の自治体への協力が欠かせません。町長の施政方針でも一定の努力方向は示され、先ほどの川端議員の会派代表質問への答弁もあったところではありますが、今後さらにごみを減らす取り組みを進めるための詳細で具体的な方策をお示してください。

次に、保育所のゼロ歳児保育について質問をいたします。

私は、一昨年の12月議会で、町内すべての保育所でのゼロ歳児保育の実施を求めて質問をいたしました。働く親が安心して、子育てできる支援を強めるべきとの観点で質問しましたところ、芦田福祉部長はこう答弁をされています。来年度は、一応、淡輪保育所と深日保育所での実施ということを想定して準備を進めていっている。町内4カ所の保育所のうちゼロ歳児保育を実施していたのは、淡輪保育所と緑ヶ丘保育所の2カ所しかなく、緑ヶ丘保育所の休所に伴って、ゼロ歳児保育の実施が淡輪保育所の1カ所だけになってしまうので、深日保育所でも実施するという答弁だったと思いますが、いまだに深日保育所でのゼロ歳児保育は実現されていません。私が質問したのは2005年の12月で、来年度からということは、2006年度には実施されているはずではなかったのでしょうか。現在に至るまで実施されていない理由と今後の実施についてお答えください。

次に、南村宅地開発事業について、住民の方からの直接の訴えもあり、念のため確認しておきたいことがありますので、質問いたします。

住民の皆さんが不本意に感じておられることに対して、この場で町としての確たる態度をお示ししたいだと思います。この事業は、今から19年前から始まっており、これまでの経過は、住民の皆さんや町当局からもお聞きをしています。山を切り開いて850戸の住宅を建設する予定で、計画人口を3,060人とする大規模な開発でした。町としても、この事業を人口増と町の活性化の一環と位置づけ、推進の立場を明らかにしてこられました。住民の皆さんも、開発に当たっては、緑西、各地区から委員を選出して、対策委員会を設置され、事業者との協議を重ねてこられました。協議については、工事着工までの期間だけでも、少なくとも10回の話し合いを持ってこられたとのことでした。

しかし、バブルの崩壊による採算見込みの問題から、事業者である鹿島道路株式会社から、一方的な事業の中断と中止を申し入れられているのが現状であります。事業の一時中断については、2001年11月に町に申し入れがあり、朝日川を埋め立てる工事が中断されました。当時の計画では、開発条件として、朝日川を5区画に分けて埋め立てて道幅を広げる予定でしたが、2工区の途中でとんざしたまま5年間放置されてきました。その間、開発業者からの住民への説明はないままでしたが、開発に当たっての事務所が撤退することなく、住民の皆さんとしては、工

事の再開を待っておられたわけですが、昨年末の12月25日、地域振興課に事業中止の連絡があったとお聞きしています。

ここまでが簡単な経緯ですが、工事が中断、中止されたことで、住民の皆さんが大変心配されていることの1つに、災害、特に水害の問題があります。工事の一時中断が申し入れられた後、2001年9月26日、前町長名で当該道路の改修工事の要請も開発事業者あてに行われています。そこには、現在の状況で中断されますと、住民の日常生活の安全に支障を来すだけでなく、大雨・台風時に災害を招くおそれもあります。よって、早急に当該道路の改修工事を完了されることを要請するものであります。と書かれています。住民の皆さんが心配されているのは、まさにこのことであって、町としても住民の財産と生命を守る責任があり、事業者に対しての今後の対策をきちんととらせるべきです。

ここでひとつお聞きしたいのは、この要請をされて後、業者とはどのようなやりとりをされているのか、お示しいただきたいと思います。お答えいただくに当たっては、この事業が大阪府の認定を受ける前の段階であって、行政指導の対象とはならないことは承知の上でありますので、地方自治体として、いかに住民の安全を守るのかという視点で、住民の立場に立って業者との交渉に当たられたのか、そこがよくわかるようにお答えをいただきたいと思います。

もう一つ、今現在、事業者はこの事業の中止を申し入れられています。中断から中止に至るまで、住民に対して誠実な対応もなく、一方的に結果を押しつけるものとなっています。住民の皆さんが不安を感じておられる中で、行政として、業者に住民への直接説明を要請していただきたいと思いますが、いかがお考えでしょうか。

また、行政としても、2001年の前町長の要請どおり、工事の完了を引き続き求めていくべきと考えますが、今後、業者にどのような要請を行っていくおつもりか、お答えください。

質問は以上です。的確な回答をお願いいたします。

○和田博之議長 ただいまの質問に対し、理事者の答弁を求めます。この場合、簡潔に、時間の関係もございますので、お答え願いたいと思います。岡田教育部長。

○岡田教育部長 中原議員の町営プールの再開を求める件につきまして、お答え申し上げます。

町営プールにつきましては、平成17年12月議会で中原議員から質問があり、教育長から次のように答えました。屋外プールについては、現在の本町の財政状況や施設・設備の老朽による衛生面の確立ができないこと、屋外ということでの安全の確保ができないことから、総合的に検討した中で、使用を中止すると判断したというものです。

今回の議員のご質問の町営プールの再開につきましても、以上の状況は変わっておらず、さら

に昨年の夏は他市町の公営プールや学校のプールで事故や不備が数多く明らかになりました。また、ピアッツァ5を利用した子供や保護者からは、屋内プールであり、天候にも左右されず、水もきれいだし、安全面も確立されていると喜んでいただいております。

以上のことから、町営プールの再開は考えておりません。

○和田博之議長 松永事業部長。

○松永事業部長 それでは、中原議員の企業誘致の部分と南村宅地開発の部分について、お答え申し上げます。

まず、企業誘致の部分でございますが、進出候補事業者としての選定についてでございます。進出候補事業者の選定につきましては、学識経験者で構成する審査会では、当該事業者の環境負荷について、臭気、粉じん、騒音等、あらゆる負荷に対して、社として問題意識があり、削減対策を講じているが、施設規模が大きいため、トータルの環境負荷は小さくないという意見を他事業者との相対比較も踏まえて付されたものと聞いています。

審査会といたしましては、当該事業者の評価に当たっては、基本コンセプトの整合性、資力信用等を踏まえた提案の実現可能性、それから地域貢献などの項目を総合的に審査いたしまして、進出候補事業者としては適しているとの評価をいただいているところでございます。

岬町多奈川地区整備促進協議会といたしましても、審査会の結果を踏まえ、環境対策への取り組み姿勢、地域貢献なども総合的に判断して、進出候補事業者として選定したものでございます。

なお、岬町多奈川地区整備促進協議会としても、当該事業者の選定に当たりましては、地元配慮した環境対策を求めるとの意見が付されております。今後、当該事業者との進出協議に当たりましては、この点に十分配慮しながら、進めてまいりたいというふうに考えております。

次に、雇用についてでございますが、進出候補事業者の選定に当たりましては、地元雇用も地域貢献の項目として審査の対象となっておりまして、各進出候補事業者は、事業提案に基づき、地元を優先した募集を行っていただけると考えておりまして、具体的な募集方法については、今後、進出候補事業者と協議を行ってまいりたいというふうに考えております。

次に、今後の協議についてでございますが、事業提案の募集に当たりまして、各進出候補事業者からは、進出の希望時期について提示を受けております。まず、その時期に多目的公園内での事業展開が可能のように協議を進めていくこととなると考えております。この協議に当たりましては、応募時に提案いただいた基本コンセプトの整合性、環境負荷、地域貢献について、より具体的な説明や資料提示を受け、岬町として、各進出候補事業者に合った要望、例えばですね、地元との連携、雇用に対する募集方法、環境対策などに関する考え方等を加えながら協議を進めて

まいりたいと考えています。

この協議では、関係法令の遵守はもとより、よりこの多目的公園にふさわしい形で進出いただけるよう進出候補事業者に求めるとともに、その過程で、議会を初め地元住民の皆様方に進出事業の内容をこの時点で説明してまいりたいと考えております。

なお、覚書につきましては、募集要項にも記載しておりますが、必要に応じて、環境協定等を締結する予定といたしております。進出候補事業者に対しまして、この協議成立後、多目的公園内用地の分譲または賃貸を行う予定であり、この段階で進出事業者として、事業展開が可能となるというふうに考えております。

続きまして、南村宅地開発事業に対する町の考え方でございますが、南村宅地開発事業は、平成元年6月に、議員ご案内のとおり、事前相談が始まったということでございまして、その後、南村宅地開発事業は、地価の下落等により事業を見直さなければ採算をとることが困難な状況になりまして、先ほど議員お示しのとおり、13年10月に道路拡幅工事を一時中断して、開発協議も中断となりました。中断後、開発者に対し、今後の方針を早く決めるようにと、電話、面接等で10数回にわたり指導を行いました。地価の下落がとまらないと今後の方針が決められないとの回答でございました。しかし、道路拡幅工事が工事途中であり、安全面で問題があることから、着手済みの区間については工事完了するように指導を行いまして、平成14年5月に着手区間については整備工事を行い、現在の状況に至っております。

その後も開発者に開発方針を決めるように再三にわたり指導を続けてまいりましたところ、平成18年12月に、開発者である鹿島道路株式会社から、関係者と協議をした上で、開発の中止をしたいという申し出がありました。この申し出を受け、庁内の関係部署により、開発事業の中止に向けて指導内容を調整し、開発者と協議中でございます。これと同時に、開発者には付近住民等に対して中止に向けての理解を得るように、十分な説明を行うよう指導しているところであり、今後も同様に、付近住民等に対し、十分な説明を行うように指導してまいりたいと考えております。

なお、河川がボックス化されたことに伴う、流木や土砂、ごみなどがボックスの飲み口で詰まるということのないように、これも対策を十分講じるように、現在、業者指導を行っているところでございまして、また、その対策については、今後、維持管理を町が行うことになるため、できるだけ維持管理費がかからない方法を検討するようにも指導を行っておりまして、まだ、現在、回答が出てきてない状況でございます。これにつきましても、今後、協議を進めて、安心のできるような形で終結できるように指導したいと考えております。

以上でございます。

○和田博之議長 白井住民部長。

○白井住民部長 それでは、私の方からは、ごみの有料化問題につきまして、回答させていただきます。

地球温暖化問題など、環境への負荷の軽減を目指しまして、循環型社会の形成目標としている持続可能な取り組みが求められているところでございます。このような循環型社会の形成を推進する1つの取り組みといたしまして、廃棄物対策がございまして、この主な内容は廃棄物の発生抑制、再使用、再資源化により、循環型社会を形成することとしているところでございます。

特に、この中で、国は発生抑制を最重要課題といたしまして、循環型社会形成推進基本計画において、平成22年までに、このごみ排出量を約20%削減することを目標といたしております。また、平成17年度版循環型社会白書においては、ごみの発生を抑制する手段として、ごみの有料化が有効であると明記しているところでございます。国は、この有料化を導入する地方公共団体の支援を検討するなど、積極的な取り組みを行っているところでございます。

こうした中で、本町では、循環型社会を構築するため、また、国のこのような方針を踏まえまして、ごみの排出抑制や再使用を推進するために、経済的なインセンティブを活用することが重要であるとの考えに基づきまして、ごみの収集について、改めて数量を設定し、ごみの排出量に応じた住民負担をお願いすることを基本とした計画を、さきの行革委員会で説明させていただいたところでございます。

さて、ごみの有料化につきましては、ごみ排出量の減量化に有効な手段であると評価する意見が一般的でございます。しかし、一部におきましては、有料化直後に減量化が見られるものの、その後、徐々に増加する、すなわちリバウンドによる持続的な効果が期待できないという意見もあります。また、ごみ有料化の先進自治体においては、ごみが余り減らない団体から、約半減した団体まで、有料化の内容により、かなりばらつきがあることから、減量化効果について、論点が生じていることにつきましても、私たちは承知しているところでございます。よって、ごみの有料化の導入に当たりましては、有料化の目的、効果、コスト分析を行うとともに、実際に減量効果が得られるような料金設定、また徴収方法を、また、リバウンドの抑制や不法投棄の抑制などについて検討を加えまして、減量効果を持続させるための総合的な施策の展開を行う必要があると考えているところでございます。

また、既にご説明申し上げましたとおり、家庭ごみの有料化の実施時期につきましては、現行のごみ分別方式の見直しや粗大ごみの有料化等によります排出量の減量効果を踏まえまして、平

成21年度以降を予定しているところでございます。よって、この有料化を導入する際に、その実施内容に係る減量効果につきまして、設置予定の廃棄物減量等推進審議会などでご説明申し上げたいと考えているところでございます。

もう1点でございます。住民参加の問題でございます。最も重要視されていることは、地域で暮らす住民が無理なく参画でき、継続して取り組むことができる持続可能な環境対策が基本でございます。これが環境問題に対する地域住民の意識改革や環境の改善に向けた行動につながると考えております。このような背景を踏まえまして、環境問題に取り組む各地方公共団体では、廃棄物の減量化やリサイクルの推進を図る方策を協議し、循環型社会の形成を目的とした住民参加型の審議組織を設置する団体が多く見られているところでございます。

こうした中、本町では、廃棄物処理条例に規定する廃棄物減量等推進審議会条例の制定に向け、この議会におきまして提案させていただいているところでございます。今後、この審議会におきまして、事業者や地域住民が広く参画し、議論し、そして、地域住民の意見などが反映した持続可能な計画に基づき、住民の皆様方とともに、ごみ減量化問題などに取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○和田博之議長 芦田福祉部長。

○芦田福祉部長 中原議員の深日保育所でのゼロ歳児保育の実施についてのご質問にお答えいたします。

平成17年度までゼロ歳児を受け入れておりました緑ヶ丘保育所が休所する段階で、深日保育所におきましても、ゼロ歳児を受け入れていく体制ということでは、先ほどの中原議員のご説明のとおりであります。ですから、淡輪保育所と深日保育所で受け入れをするということでありますけれども、財政的に効率的な運営を図る観点から、まず、淡輪保育所で12名定員までの受け入れを行い、この定員を超えた場合に深日保育所に対応するという考え方で、18年度及び19年度もその方針で対応していきたいと考えております。

ちなみに、3月現在、淡輪保育所のゼロ歳児の内訳は、全体で11名、淡輪地区が8名、深日地区2名、多奈川地区1名であります。来年度、19年度4月になりますと、ゼロ歳児の現在の希望者は3名、淡輪地区2名、深日地区1名であります。

以上であります。

○和田博之議長 全部答えたね。

○中原 晶議員 全部終わりましたか。答弁漏れがあるように思うんです。

○和田博之議長 何があったか、ちょっと言うて、そこで立たんと。

○中原 晶議員 企業誘致の鳥インフルエンザの問題について。

○和田博之議長 鳥インフルエンザの問題ね。松永部長。鳥インフルエンザの関係はどう対応するかというやつ。

○松永事業部長 先ほど答弁漏れというお話でございましたが、鳥インフルエンザの問題につきましても、今後、企業と協議する中で、そのあたりの対策についても慎重に協議をしまいたい。これも環境問題の1つかと思いますので、そのあたりも含めて協議をして、おっしゃっているアイセ・リアリティー、養鶏業については、もしも進出するということになれば、環境協定を結んで、その中で、当然鳥インフルエンザ対策についての問題も書き込まれることになるんじゃないかなというふうに考えております。

以上です。

○和田博之議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 まず初めの町営プールの再開についてのご答弁ですけれども、町の方の事情も変わっていないと。ひどくなっている部分もあると、財政面なんかね、そういうことだったと思いますけれども。住民の側の要望も依然として変わらないものもあります。岡田部長が申し上げられた、他市町で事故などの報告が出ているということはありませんけれども、それを防ぐような対策をきちんととればいいというだけの話のように、私には感じられました。

それと、もう1点、ピアッツァ5の利用者の感想ということですが、淡輪の地域からは、特に夏の一般開放の利用者がピアッツァ5に行っている数は非常に減っております。町営プールに行っていた数と比べて、夏の一般開放でピアッツァ5を利用している数は、距離的に一番遠いということもありますし、学年によって保護者の同伴が必要だということもありまして非常に減っておりますので、先ほどの利用者の感想で、衛生面もすぐれていると。確かにそうでしょうけれども、その一面だけをとらえてお考えにならないでいただきたいということを申し上げたいと思います。この点については、引き続いて住民の皆さんが願っていることでありますので、何らかの形で、住民の皆さんは、住民参加も含めて、当然考えておられる面もありますので、そのあたりで、町の方としても何らかの形で再開できるように努力されますように、重ねて要望いたします。

○和田博之議長 要望だけやね、これは。

○中原 晶議員 はい。次の企業誘致についてですけれども、幾つかあるんですけれども、まず、地元への貢献というお話で、先ほどの答弁の中では、地元を優先した雇用をしてもらえんと考え

ているというお返事でしたけれども、こちらが一方的に考えているだけでは意味がありませんので、きちっとそこは協定ですとか覚書で確認をすると。特に正規雇用ということについては、少しこだわりを持っていただく必要があるのではないかなと考えています。いろんなところで、日本全国で企業誘致、盛んなところではありますけれども、少し遠いですが、千葉県では、企業誘致に90億円も税金を使ったということでありましたが、地元の正規採用はゼロやったと。おまけに地元の地域の産業ですね、そこを励ますとか連携するとか、そういうものでもありませんでしたので、非常に地域の商店街が閑散としていってしまったと。何のための税金投入やったんかというようなことを聞いております。

それから、もう少し近いところで、貝塚の、これは二色浜のサンヨーの誘致についてですが、ここは太陽電池の工場で、大変忙しく、皆さんお仕事されているようですけれどもね。360人、従業員がおられるということなんですけれども、地元の正規雇用はたったの11人だったということを聞いておまして、パートなんかの雇用は広がっているようですけれども、パートの雇用が広がることで、今の格差とか、そういうものが広がっているという部分が大きくありますので、正規雇用にもきちっと結びつけていくような約束を交わす必要があるんじゃないかなというふうに考えています。

それから、約束の点では、いろんなお約束されると思いますけれども、先ほどの雇用以外の面で、例えば撤退のときの規制を明確にするとか、特にアイセ・リアリティーについては補助金の対象企業でありますので、このアイセ・リアリティーについてのみ言えば、いろんな優遇措置を図っていくわけですが、用地取得の助成額だけでも2億4,000万、それ以外に固定資産税の減額だとか、水道料金の優遇だとか、さまざまな点で税金を投入していくことになるわけですから、住民の皆さんにいろんな点での負担を強いているときに、企業誘致に異常なほどの優遇をするべきでないということを申し上げておきたいと思います。

それから、鳥インフルエンザの問題に関して、今後の話し合いの協議の中で、鳥インフルエンザの問題についても環境ということで、いろんな調査をしたり、対策がきちんと講じられるのかということは確認していくというお話でしたけれども、1つ気になる点があります。これまでの委員会なんかの中で、この鶏舎がウインドレスであるということをいつも申し上げておりますが、窓がないと。鶏舎に窓がなく、ウインドレスなので、渡り鳥が入らないから鳥インフルエンザは心配要らないと考えているというようなお答えをよく、これまでお聞きしてきましたと思いますが、国内でも鳥インフルエンザの問題は非常に大きな問題となっている中で、すべての鳥インフルエンザが、感染源が渡り鳥だと確認されたということ、私は聞いておりませんので、ウインド

レスだから、渡り鳥が入ってこないから鳥インフルエンザは心配要らないという説明は不十分ではないかなと考えますけれども、この点について、ひとつお考えをお聞かせいただきたいと思います。

もし、鳥インフルエンザの感染源は渡り鳥だというふうに確認されているのであれば、ウインドレスというのは非常に有効な対策かなと思いますけれども、現在の段階で、ウインドレスだから心配要らないと胸を張って言えるのかということをお聞かせいただきたいと思います。

それから、ごみの有料化の問題についてですけれども、白井部長の答弁の中で、いろいろなデータを白井部長もお持ちだと思いますけれども、ごみの有料化が減量に効果があるというのが一般的だと。リバウンドするという意見もあるという話でしたけれども、リバウンドするという意見があるのではなくて、データがそれを示しているわけであります。意見があるということではありませんので、そのことは認識を改めていただかないといけなかなと、今聞いていて感じておりました。

それで、いろんなところでのお答えを聞いておりますと、有料化が一番効果があると。有料化が一番効果があるので、もう有料化しかない。有料化ありきというような印象をいろんなところで受けておりますが、そうであるならば、有料化のみによってごみが減ったという自治体があるのでしたら、データをお持ちでしたら、お聞かせいただきたいと思います。

私は不十分ですが、全国のいろんな自治体の状況を調べてきましたけれども、残念ながら、有料化のみによってごみ減り続けているというところのデータは持ち合わせておりません。といいますのも、有料化を導入したところはたくさんありますけれども、有料化をまず導入しまして、その翌年というか、有料化を導入したその年はごみが減ります。その後も減り続けているので、おっ、これはやっぱり有料化効果あるんかなと思ってよく調べてみますと、その翌年に分別を大幅に進めています。ですので、減り続けているデータが、有料化のみによるものなのかどうかというのが確認できなかったというところが大変たくさんあったわけです。ですので、そういう有料化が非常に有効だというようなデータをお持ちでしたらお示しいただきたいと思います。ひとつお願いしたいと思います。

それから、もう一つ、有料化しないで、ごみをどんどん減らしている自治体というのがあるのもご存じだと思いますけれども。私が調べた範囲で、名古屋市と横浜市ですね、ここの2つはいろんな宣言を出したり、政策を展開して、ごみを非常に減らしています。両方に共通している点としては、徹底して住民の皆さんにご協力をいただくと。住民参加というのを非常に徹底していますし、住民の皆さんに協力を呼びかけて、分別をしやすいように行政として尽力をしていると

いう印象をどちらの自治体からも感じておるところであります。

その点では、先ほど白井部長も答弁されましたけれども、審議会なんかの中で、住民参加をいただいて、住民の皆さんからお声を聞くということは非常に大切なことだと思いますけれども、有料化の前にそれができないのかということを考えているんです。今、ちょうど有料化の前に当たるわけですが、有料化ありきではなくて、有料化の前に徹底してできる限りの努力をして、ごみを減らすという立場に立っていただきたいなというふうに感じているんですけれども、そこについてお考えをお聞きしたいと思います。

それから、答えてもらわないといけないので、福祉行政についてですけれども、私は一昨年の12月の議会での芦田部長の答弁を聞きまして、当然、淡輪保育所と深日保育所で、スタートの時点からゼロ歳児保育が実施されるものであろうというふうに思っていたわけなんですよね。それで、実施されていないということがわかったときに、再度答弁書を読み直しまして、私個人の印象といたしましては、正直だまされたというふうに、私個人の印象ですよ、思ったわけあります。これは私個人がだまされたというふうに思うだけにとどまらず、住民に対する大きな裏切りではないでしょうか。

そのことをよくお考えいただきたいと思いますし、先ほど状況をお聞きしたところ、深日地域からも、多奈川地域からも、昨年の状況では淡輪の方に通っていたと。皆さん、朝が忙しいのはよく承知だと思うんですけれども、男性の皆さんはお家のこと、そんなにされないのかもしれないかもしれませんが、保育所にお母さんがもし送っていくとすれば、自分の支度をして、子供の支度をして、保育所にほうり込んだらそれで終わりじゃなくて、保育所に着いてから、出席のノートをあけたり、先生に一言言ったり、別れづらかったら、ちょっとそこで時間もかかるというようなことも、いろいろありますので、2つの保育所で預けなようなことのないように。来年度の申し込み状況で、上の子が深日保育所に通っているの、下のゼロ歳児の子も深日の方で通わせたいというお母さんがおりまして、深日で子供を1人おろして、淡輪でもう1人おろすと。非常に大変だと思うんですね。そのあたりについて真摯にお考えをいただきまして、共働きの子育て世代が安心して働き続けられるように、ゼロ歳児保育の4月からのスタートを真剣に再度考え直していただきますように、この場では要望と変えておきたいと思います。

それから、時間がないようではありますが、最後の南村宅地開発事業ですね、これについては、ちょっと時間もないので余りお話できませんけれども、今後も引き続いて、これまでもいろいろと働きかけをしてこられたというお話ですが、引き続いて住民の立場で、事業者への働きかけをさらに強めていただきたい。特に災害の対策について、まだお答えがもらえていないとい

うことでしたので、きちんと要請を行っていただいて、住民の皆さんの納得のいく回答が得られるように、町の行政としてもご尽力いただきたいということを申し上げたいと思います。

では、急いでお答えをよろしくお願いします。

○和田博之議長 答えるのは、企業誘致についての地元の雇用の協定と、鳥インフルエンザと、それからごみ有料化、この3つでよろしいですな。

○中原 晶議員 はい。

○和田博之議長 時間の関係で簡潔をお願いします。松永事業部長。

○松永事業部長 簡潔にお答え申し上げます。

正規雇用、それから撤退のときの条件とか、このあたりは今後協議していく中で決めていける問題ではないかなというふうに判断しておりますので、その時点で、またきちっと協議してまいりたいと思います。

それと、用地取得の異常な優遇はすべきでないというお話がございました。これは、去年の議会で企業誘致条例というのをちゃんと可決していただいた上でしている優遇制度でございますので、ご理解を賜りたいと。

それと、ウインドレスの鳥インフルエンザの問題でございますが、鳥インフルエンザにつきましては、現在、ウインドレス鶏舎が最も有効であるというふうに農水省も推奨しておりまして、今まで鳥インフルエンザになった鶏舎は、全部ウインドレスではございません。全部網の鶏舎で、その上に簡易のシートをかぶせてウインドレスに近いような状況にしておりましたが、宮崎の場合なんかでも、網のところの近い鳥が鳥インフルエンザになっているという、こういう状況も聞き及んでおりますので、やはり渡り鳥が感染源ではないかというふうな疑いが最も強いというふうに、そのときもおっしゃられておりますので、基本的には、遠いところから来るとするのは、渡り鳥以外には考えられない。それと捕まえた渡り鳥が鳥インフルエンザの病原菌を持っていたというふうな報告もございますので、そうではないかなというふうに言われているのが、大体の今の定説とはなっております。

ですので、ウインドレ鶏舎が一番安全ではないかなというふうなことと、もう一つ、アイセ・リアリティーにつきましては、岡山の養鶏場に私ども視察に行きましたときは、石灰で中が真っ白で、非常に防疫体制には気を使っております、ご存じでしょうけど、視察行ったときも、いろいろ噴霧器でかけられたりとか、いろんなことで会社自体が、それで致命的な打撃を受けるとするのは、会社自体がわかっておりますので、そのあたりは必至になってやっておりますので、そのあたりは私らが心配するほどのこともないんじゃないかと思いますが、そのあたりも環境協

定の中でやっていきたいというふうに考えています。

それと、南村につきましては、まだ回答はいただいておりますが、そのあたりも含めて、まだまだほかにも問題点がございいますので、あわせて協議をして、収束に向けて話し合いをしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○和田博之議長 白井住民部長。

○白井住民部長 それでは、私の方から、ごみの有料化の問題につきまして、再度ご答弁させていただきます。

ごみの有料化につきましては、ごみ排出量の減量化のために有効な手段であると、そういう評価につきましては、国も認めているところでございまして、それを踏まえまして、各団体の方で有料化に向けて努力を重ねているところでございます。しかし、有料化の中身を見ますと、やはり手法、料金設定、また徴収方法とか、手法によりまして、ごみの減量化の効果というのは、相当ばらつきがあるということをご答弁させていただいたとおりでございます。それらのところを踏まえまして、町といたしましても、今後、その辺のところを十分検討して実施してまいりたいなというところでございます。

そして、もう少しデータの問題等もございまして、これ、国の環境白書からなんですけれども、ごみの有料化の目的は何が一番多いのかと申し上げますと、やはり家庭系ごみの減量化、2番目に住民意識の向上、3番目に財政負担の軽減、4番目にごみ減量負担の公平化を図ると、そういうふうな状況でございまして、これは今まで何回もお知らせしたところでございます。やはりごみの減量化といたしましても、3Rの中でも排出抑制、また再使用が、今後、減量化に向けて一番効果があるんじゃないかというところでございます。やはり有料化によりまして、ごみを出さない、ごみになるものを買わないという形の排出抑制が図られる、そのインセンティブを与える結果となりますので、有料化としては有効であると考えているところでございます。

どちらにいたしましても、意識改革も2番目となっているところでございまして、今後、住民の方々の協力がなければ、どのような有料化をいたしましても実効性が伴わないということにもなりますので、そういうふうなところも踏まえまして、今後、審議をお願いしております減量化等推進審議会におきまして、そちらの方で十分検討していただきまして、その中で、岬町にとって一番いい有料化の方法について、今後検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○和田博之議長 中原 晶君。あと3分です。

○中原 晶議員 時間がありませんので、まだまだ申し上げたいことはありますし、私としては反論も大いにございますし、持ってきたのを出しそこねたというのもありますけれども、もう終了なのでここまでにいたしたいと思いますけれども。施政方針にかかわって、今述べさせていただいた以外にも、負担の公平性の問題ですとか、市町村合併ですとか、後期高齢者の医療や特定健診、ほかにも伺っておきたいことが多々ありましたけれども、割愛をいたしました。住民の皆さんの声をよく聞いていただきまして、私もまた機会あるごとに審議をしていきたいと思っておりますので、議会への説明と合意を前提に、適切に執行されますように改めて申し上げて、質問を終わりたいと思います。

以上です。

○和田博之議長 中原 晶君の質問が終わりました。

○和田博之議長 お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○和田博之議長 異議なしと認め、本日の会議は、これにて延会することに決しました。

なお、次の会議は、あす、3月7日午前10時から会議を開きますので、ご参集をよろしくお願いいたします。

どうもご苦労さまでした。

(午後2時38分 延会)

以上の記録が本町議会平成19年第1回定例会の会議のてんまつに相違ないことを記するため、ここに署名する。

平成19年3月6日

岬町議会

議 長 和 田 博 之

議 員 辻 下 正 純

議 員 竹 内 邦 博